

習志野市 **環境** 基本計画

— 令和3(2021)年度～令和7(2025)年度 —



谷津干潟をはじめとする**自然環境を守り**
一人ひとりが**持続可能な社会を築くまち**

習志野

習志野市

目次

第1章	計画の基本的事項	1
	1 計画策定の趣旨	2
	2 計画の目的	3
	3 計画の位置付け	3
	4 計画推進の主体と役割	5
	5 計画の対象地域と範囲	6
	6 行動の推進	7
	7 計画の期間	7
第2章	計画の全体像	9
	1 習志野市文教住宅都市憲章	10
	2 習志野市の環境保全の歩み	11
	3 環境問題の大きな動向	12
	4 習志野市が目指す環境像 「谷津干潟をはじめとする自然環境を守り 一人ひとりが持続可能な社会を築くまち 習志野」	17
	5 環境目標と施策の方向	18
	6 計画の体系	21
	7 計画推進の仕組み	22
	8 環境分野から取り組むSDGs(持続可能な開発目標)の推進	23
第3章	環境施策	25
	▶地球温暖化対策の推進 環境目標1 地球環境の保全に取り組むまち	27
	▶自然環境の保全・活用 環境目標2 谷津干潟や自然に親しめるまち	32
	▶公園・緑地整備の推進 環境目標3 公園と身近な緑が楽しめるまち	38
	▶廃棄物などの適正処理の推進 環境目標4 資源を活用しごみを減らすまち	44
	▶環境保全の推進 環境目標5 安心して健康に暮らせるまち	52
	▶持続可能な社会の創造 横断的目標 自然環境のために 自ら行動する人々のまち	62

第 1 章

計画の基本的事項



- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の目的
- 3 計画の位置付け
- 4 計画推進の主体と役割
- 5 計画の対象地域と範囲
- 6 行動の推進
- 7 計画の期間

1 計画策定の趣旨

本市では、習志野市文教住宅都市憲章の理念に則り、現在および将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成 11 (1999) 年に習志野市環境基本条例を定めました。昨今の社会経済情勢や行政の事情の変化に対応しながら環境問題の対策に取り組んでいくため、平成 19 (2007) 年 3 月に同条例第 9 条「環境基本計画の策定」に基づいて、環境基本計画を策定しました。

これまで本市では前計画に則り、環境問題として取り上げられている地球温暖化の防止に向け、省エネルギー設備導入の推進や、公害問題に対する水質や騒音などの調査と検査、必要に応じて指導を行い改善に努めるとともに、生活環境の充実を図るため、まちなかに憩いの場として公園や緑道の整備を実施してきました。

さらには、日常生活において密接に関わるとともに、3R の推進および近年ではその具体策として雑がみ袋を配布し、市民一人ひとりが資源循環型社会の構築に向け積極的に取り組むきっかけ作りに努める等、働きかけを行っています。

これらの取り組みは、持続可能な社会の構築に大きく貢献するため、本計画において踏襲し、引き続き実施していきます。それに加え、新たな社会情勢を受け、地球温暖化については、東日本大震災におけるエネルギー事情の変化、近年多発傾向にある異常気象を念頭に、緩和策として実際に一人ひとりが「取り組む」ことを重点に、また、新たに適応策を取り入れ災害対策につなげていきます。

また、ごみ問題については、引き続き 3R の推進を図るとともに、稼働から 20 年を経過した芝園清掃工場およびリサイクルプラザの廃棄物の適正処理を行うため、新たに延命化工事に向けて取り組んでいきます。

このほかに、本計画では“習志野市が目指す環境像”として、本市にある谷津干潟を筆頭に、自然環境の保全と活用に努めていくことを明確にします。

これらの取り組み状況と方向性を踏まえると共に、本市を取り巻く環境の現況と課題、国の動向なども踏まえつつ、長期的な目標と、施策の方向を示します。

これに伴い、本市の上位計画である習志野市基本構想・後期基本計画に合わせ、5年後の本市の環境像と、長期的な環境保全を目指し、本計画を新たに策定するものです。

【習志野市環境基本条例 第3条 基本理念】

- 1) 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2) 環境の保全は、人の活動による環境への負荷をすべての者の公平な役割分担のもとに、できる限り低減することによつて、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。
- 3) 環境の保全は、生物の多様性が確保され、人と自然が共生できる調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- 4) 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

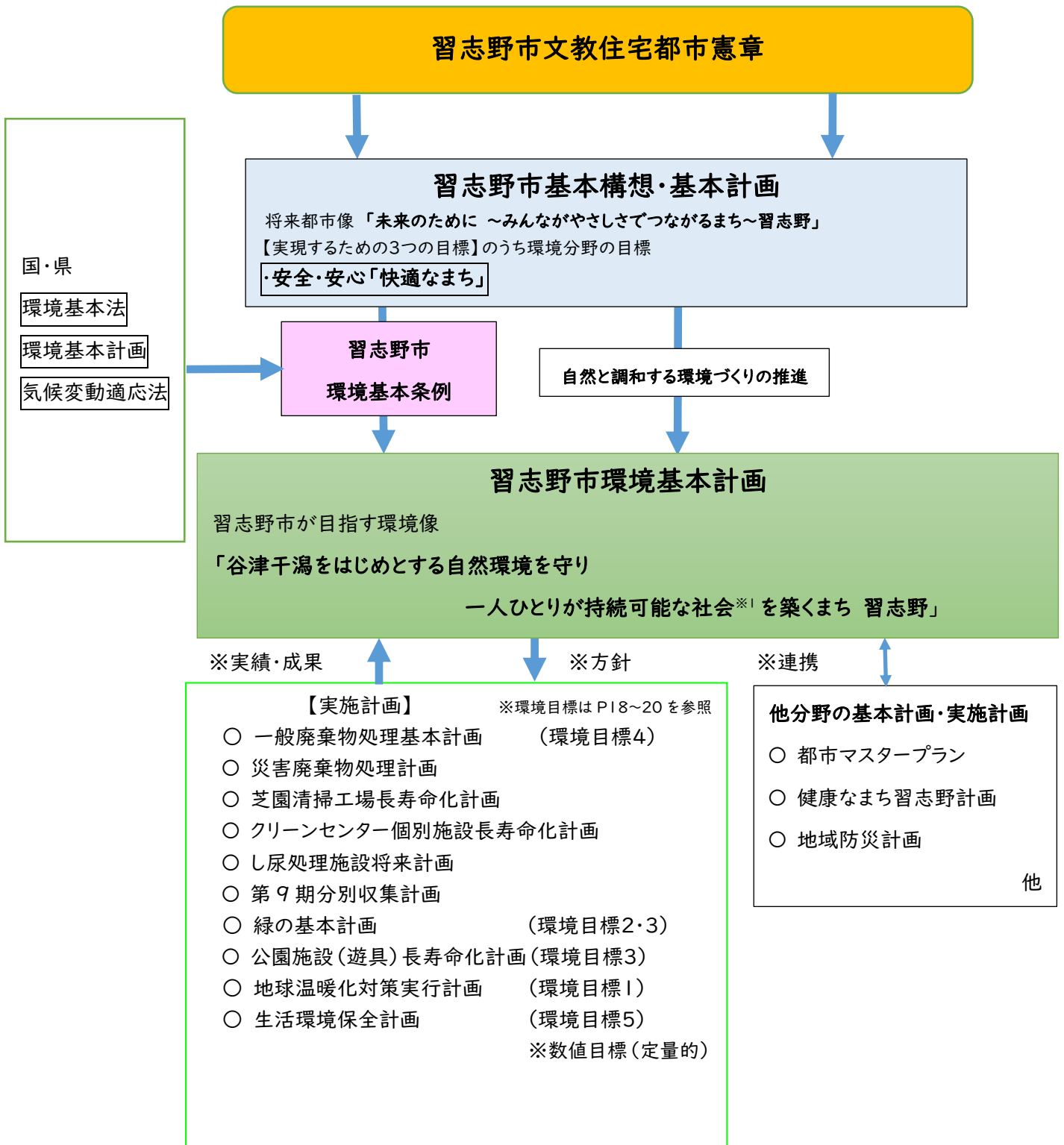
2 計画の目的

本計画は、環境の保全に関する長期的な目標と施策の方向およびその他必要な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。また、市、事業者、市民が目標を共有し、理解を深め、取り組みを進めるための指針となるものです。

3 計画の位置付け

本計画は習志野市基本構想・基本計画を上位計画として、環境の面から方針を示すものです。本計画が掲げる内容は、地球温暖化、自然環境、公園・緑地、廃棄物、生活環境、環境学習などの分野別の基本計画や実施計画にまたがるものであり、これらとの連携により推進されます。

【計画の位置付け】



※1 【持続可能な社会】地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会。

4 計画推進の主体と役割

環境保全には、市、事業者、市民のそれぞれが相互に協力・連携しながら、自主的かつ積極的
に行動することが不可欠です。習志野市環境基本条例に基づき、本計画の推進の主体と役割を
次のように定めます。

主体	役割
市 (習志野市 環境基本条例 第4条)	環境の保全を図るため、地域の自然や社会に応じた施策を策定し、実施して いくこと。 環境の保全に関する施策に市民の意見を反映させるとともに、市民の意識 の高揚に努めていくこと。
事業者 (習志野市 環境基本条例 第5条)	事業活動に伴って生じる公害を防ぐとともに、環境への負荷の低減や自然 環境の保全に努めること。 自社の製品や販売物について、それらの廃棄処理が適正に行われるよう、 情報の提供や対策に努めること。 自社の製品や販売物について、それらが使用され廃棄されることによる環 境への負荷を低減する対策に努めること。 資材や役務について、再生資源の利用などの環境への負荷を低減する対 策に努めること。 市が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。 地域の環境保全活動に積極的に参加すること。
市民 (習志野市 環境基本条例 第6条)	日常生活の中で、環境への負荷の低減や、公害の防止、自然環境の保全 に努めること。 市が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。 地域の環境保全活動に積極的に参加すること。

5 計画の対象地域と範囲

本計画の対象地域は習志野市全域とし、大気、東京湾、渡り鳥などの市域に限られないものについては近隣市や九都県市^{※2}、ラムサール条約^{※3}登録湿地などとの広域的な連携・対応も図っていきます。また、本市の取り組むべき環境政策の基本的事項として、計画の範囲を次のように捉え、課題と取り組みを体系的に示すこととします。

基 本 的 事 項	1) 地球温暖化	① 地球温暖化対策 ② 再生可能エネルギー ^{※4} ③ 気候変動 ^{※5}
	2) 自然環境	① 自然環境 ② 谷津干潟
	3) 公園・緑地	① 公園 ② 緑地 ③ ハミングロード(基幹緑道) ④ 農地
	4) 廃棄物関係	① 循環型社会(3R) ② 廃棄物 ③ し尿
	5) 公害・生活環境関係	① 大気 ② 水質 ③ 土壌・地下水・地盤沈下 ④ 騒音・振動・悪臭 ⑤ 有害化学物質など

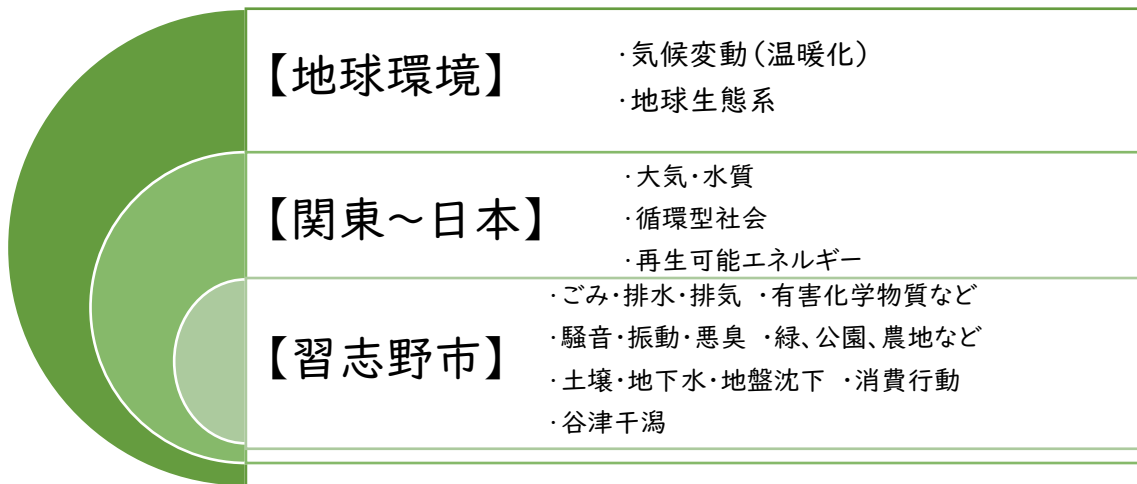
※2【九都県市】九都県市首脳会議のこと。埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県^{の知事}、県内政令指定都市(横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市)の市長が構成員となり、共有する膨大な地域力を生かし、共同して広域的な課題に取り組むことを目的としている。本市では、地球温暖化関連、公害対策関連などにおいて賛同し広域的に取り組んでいる。

※3【ラムサール条約】特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約。昭和46(1971)年にイランのラムサールで締結。保全・再生、ワイズユース、交流・学習の3つが条約の基盤となっている。

※4【再生可能エネルギー】絶えず資源が補充されて枯渇することのないエネルギーのこと。太陽光、水力、風力、波力、地熱、太陽熱、バイオマス(再生可能な生物由来の有機物資源)などが期待されている。

※5【気候変動】温室効果ガスの増加などによって、地球の平均気温が変動して地球温暖化などが進み、地球全体の気候が変わること。

環境問題のイメージ図



6 行動の推進

前項の環境の範囲全般を通して人々の意識向上や行動を促していくための、学習と協働に関する課題と取り組みを体系的に示すこととします。

1) 学習	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民の環境学習 ② 学校などにおける環境教育 ③ 環境学習の計画的な推進
2) 協働	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民との協働 ② 事業者との協働 ③ 大学との協働

7 計画の期間

習志野市基本構想および、習志野市後期基本計画が令和 7(2025)年度までを計画期間としており、整合を図るため、本計画の期間は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの5年間とします。

なお、取り組みの成果や進捗状況の評価を行い、社会情勢や環境の状況変化を踏まえ、適宜見直しを行います。

第 2 章

計画の全体像



- 1 習志野市文教住宅都市憲章
- 2 習志野市の環境保全の歩み
- 3 環境問題の大きな動向
- 4 習志野市が目指す環境像
- 5 環境目標と施策の方向
- 6 計画の体系
- 7 計画推進の仕組み
- 8 環境分野から取り組む SDGs
(持続可能な開発目標)の推進

1 習志野市文教住宅都市憲章

本市は、太平洋戦争後、その立地条件などから、首都圏近郊の住宅地として次第に着目されるようになり、昭和 30(1950年代後半から 1960 年代前半)年代に公団住宅などの建設が始まると、近郊住宅都市の傾向が著しくなり、人口も急激に増加していきました。市の発展にともない、市民の強い要望に応じて、教育にも行政の力点が置かれました。

初代市長の白鳥義三郎氏は「一年の計は穀を植えるにあります。十年の計は木を植えるにあります。そして百年の計は人を育てるにあります。」と、常に人々に説いて教育の振興に努めました。

地域のこのような基本的な性格に基づき、昭和 45(1970)年 4 月、市は今後の行政指針として「習志野市文教住宅都市憲章」を制定し、併せて市民の理解と協力を要請しました。

【 習志野市文教住宅都市憲章(抄) 】

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいっぽう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしばみ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。

2 習志野市の環境保全の歩み

戦後の高度経済成長は生活を豊かにした反面、さまざまな公害を生み出し、昭和 42(1967)年に「公害対策基本法」が制定されました。

文教住宅都市憲章は本市の環境保全に大きく反映され、昭和 45(1970)年には、全国の市町村の先駆けとなった習志野市公害防止条例を制定しました。同条例は、公害の発生を未然に防止し、市民の健康と安全を図るため「企業選定基準の設定」、「緩衝地帯の設置」、「工場の認可制」の 3 つの柱を骨子として、その後、昭和 47(1972)年には特定建設作業を許可制で追加する等、平成 11(1999)年に新たな時代の環境保全を進める理念を定めた「習志野市環境基本条例」の策定に合わせた大規模改正までに、8 回の条例の改正、ならびに 15 回の施行規則の改正を行っています。さらに昭和 49(1974)年には習志野市公害防止計画を策定する等、以降さまざまな公害対策を実施してきました。

また、都市基盤を整備する中でも、文教住宅都市憲章に則って、工場と住宅の分離、自動車道の環境対策、湾岸開発での公害防止に積極的に取り組んできました。

近年は生活様式や社会活動の変化に伴い、公害の内容も産業型から生活・都市型へと変化したことにより、平成 5(1993)年には「習志野市快適ふるさとプラン」を策定し、身近な環境の保全と創造に取り組んできました。

平成 16(2004)年には、習志野市公害防止条例を習志野市環境保全条例に名称変更し、地下水揚水量の規制を新たに設ける等、環境保全への取り組みを行っています。

3 環境問題の大きな動向

1) SDGs 等の国際的な動き

平成 27(2015)年 9 月の国連総会において、持続可能な開発目標 (SDGs) を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ^{※6}」が全加盟国の支持の下、採択されました。「誰一人取り残さない」という理念のもと、環境問題を含む、さまざまな課題の解決を目指すことになりました。

また、平成 30(2018)年に閣議決定された、国の第五次環境基本計画では、環境・経済・社会の問題は密接に関連しており、その解決には SDGs の考えを活用し、統合的に解決していくことが重要としています。



The graphic displays the 17 Sustainable Development Goals (SDGs) arranged in a grid. Each goal is represented by a colored square with a white icon and a number. The goals are: 1. No Poverty (red), 2. Zero Hunger (orange), 3. Good Health and Well-being (green), 4. Quality Education (red), 5. Gender Equality (red), 6. Clean Water and Sanitation (blue), 7. Affordable and Clean Energy (yellow), 8. Decent Work and Economic Growth (purple), 9. Industry, Innovation and Infrastructure (orange), 10. Reduced Inequalities (purple), 11. Sustainable Cities and Communities (orange), 12. Responsible Consumption and Production (yellow), 13. Climate Action (green), 14. Life Below Water (blue), 15. Life on Land (green), 16. Peace, Justice and Strong Institutions (blue), 17. Partnerships for Goal Achievement (blue). A larger version of the SDG wheel icon is shown in the bottom right corner.

※持続可能な開発目標 (SDGs) とは

平成 13(2001)年に採択されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標です。持続可能な社会を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。先進国を含むすべての国に適用される普遍性が特徴です。

^{※6}【持続可能な開発のための 2030 アジェンダ】平成 27(2015)年 9 月 25 日、ニューヨークの国連本部で開催された国連サミットで採択された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際社会共通の目標。

2) 地球温暖化への対応

平成 27(2015)年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において「パリ協定」が採択され、平成 28(2016)年 11 月に発効しました。この「パリ協定」では、明確な長期目標として、世界全体の平均気温上昇を 2℃より十分下方に保持するとともに、1.5℃に抑える努力を追求することや、今世紀後半に、人為的な温室効果ガス※7の排出量を、生態系が吸収できる範囲に抑えること等が、気候変動枠組条約に加盟するすべての国が参加する国際枠組みとして史上初めて合意されました。世界は、脱炭素社会に向けて、大きく舵を切りました。

国内では、地球温暖化対策計画にて、パリ協定を踏まえ、達成すべき中期目標として、令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比 26%の温室効果ガス削減を掲げるとともに、令和 32(2050)年度には、80%の削減を目標にしています。そして令和2年(2020)10月、菅内閣総理大臣は所信表明演説にて、令和32(2050)年までに、温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す目標を引き上げています。

パリ協定は、予定通り令和 2(2020)年からスタートしています。令和元(2019)年 12 月に行われた COP25 では、国家間の排出量取引制度などの市場メカニズムについて、合意が得られず、また、令和 12(2030)年目標を、より厳しいものにするべきとの議論がありましたが、強い表現は用いられず、目標見直しを推奨するとの表現になりました。気候変動対策を求める若者の声が増える中、脱炭素社会に向けての明確なメッセージは、いまだ出せていない状況になっています。

3) 循環型社会の推進と海洋プラスチック問題

国は、平成 30(2018)年 6 月に閣議決定された、循環型社会形成推進基本計画において循環型社会の形成、低炭素社会、自然共生社会との統合的取組を重視しつつ、経済的側面や社会的側面に視野を広げています。

また、近年の重要な環境課題である、プラスチックごみによる海洋汚染への対策として、令和元(2019)年 5 月 31 日、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチックの資源循環を統合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

※7【温室効果ガス】地表から放射された熱を吸収し蓄える効果の強いガスのこと。二酸化炭素やメタンがよく知られている。

4) 東日本大震災後のライフスタイルの変化

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災後、人々のエネルギーに関する意識、国の動向は大きく変わることになりました。

また、大型の台風や豪雨による洪水など異常気象の多発を受け、再生可能エネルギーや、水素社会に向けての政策が進められるようになりました。個人においても、住宅用省エネルギー設備の導入などにより、地球温暖化対策に貢献するとともに、災害時にも自力でエネルギーを確保するという考えが広まってきています。

令和元 (2019) 年末より、世界では新型コロナウイルスの感染が拡大しています。わが国でも「新しい生活様式」を推奨し人々の暮らしは一変しました。都市封鎖や自粛により経済活動が低迷し、二酸化炭素の排出量が減少したとの報告がありますが、それは一時的なものにすぎません。今後復興を目指す際には、改めてエネルギー問題について考えていかなければなりません。

近年の環境関連の法律施行など

年	月	内容
H5	11	環境基本法 施行
6	12	環境基本計画(国) 策定
9	6	新エネルギー利用等の促進に関する法律 施行
11	4	地球温暖化対策の推進に関する法律 施行
	6	環境影響評価法 施行
12	1	ダイオキシン類対策特別措置法 施行
	3	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 施行
	4	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 完全施行
	12	環境基本計画～環境の世紀への道しるべ～(国) 策定
13	1	循環型社会形成推進基本法 施行
	4	資源有効利用促進法 施行
	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(改正) 完全施行
	4	特定家庭用機器再商品化法 施行
	4	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 全面施行
	5	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 施行
	7	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 施行
14	3	新生物多様性国家戦略 策定
	3	地球温暖化対策推進大綱(改定) 策定
	5	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 完全施行
	6	京都議定書 締結
	10	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 完全施行
	10	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 施行
	12	バイオマスニッポン総合戦略 策定
15	1	自然再生推進法 施行
	2	土壤汚染対策法 施行
	3	循環型社会形成推進基本計画 策定
	4	自然公園法 改正施行
	4	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 改正施行
	10	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 施行
	12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 改正施行
16	2	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 施行
	4	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 改正施行
	12	景観法 施行
	12	都市緑地法 施行
17	1	使用済自動車の再資源化等に関する法律 施行
	1	オゾン層保護法 改正施行
	2	京都議定書 発効
	4	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 施行
	4	京都議定書目標達成計画 策定
	6	大気汚染防止法 改正施行
	6	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 施行
	10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 改正施行
18	3	石綿による健康被害の救済に関する法律 施行
	4	環境基本計画～環境から拓く 新たなゆたかさへの道～(国) 策定
	5	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 施行

年	月	内容
19	4	戦略的環境アセスメント導入ガイドライン
19	11	第三次生物多様性国家戦略の策定
20	6	生物多様性基本法 施行
21	4	エネルギーの使用の合理化に関する法律 一部改正
	4	地球温暖化対策の推進に関する法律 一部改正
	9	バイオマス活用推進基本法 施行
	9	微小粒子物質による大気汚染に係る環境基準について 告示
22	3	生物多様性国家戦略 2010 策定
	4	自然公園法 一部改正
	4	自然環境保全法 一部改正
23	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 一部改正
	4	大気汚染防止法 一部改正
	4	水質汚濁防止法 一部改正
	8	自然公園法 一部改正
24	1	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対策に関する特別措置法 制定
	6	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針 策定
	9	生物多様性国家戦略 2012～2020 閣議決定
	9	バイオマス事業化戦略 決定
	10	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 施行
	12	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令 一部改正
25	4	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法) 施行
	6	自然公園法 一部改正
	6	大気汚染防止法 一部改正(アスベスト飛散防止対策の強化)
26	3	災害廃棄物対策指針 策定
27	5	自然環境保全法 一部改正
	5	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律 改正(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)
	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 一部改正(災害廃棄物処理に係る規定の整備)
	11	気候変動の影響への適応計画 閣議決定
28	5	地球温暖化対策計画 閣議決定
	5	地球温暖化対策の推進に関する法律 一部改正
	7	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画 改正
	8	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 一部改正
	8	水銀による環境の汚染の防止に関する法律 施行
30	4	第五次環境基本計画 閣議決定
	6	第四次循環型社会形成基本計画 閣議決定
	7	エネルギー基本計画 閣議決定
	12	気候変動適応法 施行
RI	5	プラスチック資源循環戦略 策定
	6	パリ協定の目標達成のための長期戦略 閣議決定

4 習志野市が目指す環境像

本市は、習志野市文教住宅都市憲章の理念に則り、習志野市基本構想において、目指すべき都市の姿を「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」としています。そしてこの大きな目標を実現するための都市像のひとつに安全・安心「快適なまち」を掲げています。

本計画ではこの都市像を達成するための、自然と調和する環境づくりの推進という意識を踏まえ、次のように「習志野市が目指す環境像」を掲げます。

【習志野市が目指す環境像】

谷津干潟をはじめとする自然環境を守り 一人ひとりが持続可能な社会を築くまち 習志野



習志野市には山河など雄大な自然はありませんが、湿地としては国内で初めてラムサール条約に登録された谷津干潟や、広い空が見渡せる自然空間と海、市域を貫くハミングロードと街路樹の緑など、地域の歴史の中で育てられてきた、かけがえのない共有財産があります。また、公害対策の先進都市となってきた歴史も忘れてはなりません。

本計画では、次代を担う子どもたちに現在の環境に係る取り組みを継承するとともに、緑豊かな地域環境を創出し、都市と身近な自然との共生に努めることを基本とします。そして単に生活の利便性を追求するのではなく、市民一人ひとりが習志野市から地球に対して、環境負荷の軽減を実践するまちをつくることを目指します。

5 環境目標と施策の方向

計画の基本的事項に沿って、本市の基本構想・後期基本計画の項目にある課題に対して、次のように「環境目標」を定め、施策の方向を掲げます。

1) 地球温暖化

省エネルギーや再生可能エネルギーの推進によって、地球温暖化の一因である『温室効果ガスの削減』に努めます。

また、気候変動による環境の変化に対して、再生可能エネルギー設備の導入のほか、ハザードマップ等、市・事業者・市民一人ひとりが適応策をとることにより、災害に備える習志野市を目指します。

■後期基本計画より「地球温暖化対策の推進」

環境目標 1 『 **地球環境の保全に取り組むまち** 』



- 施策の方向
- ① 温室効果ガス排出の抑制
 - ② 省エネルギーの推進と啓発
 - ③ 気候変動への適応

2) 自然環境

市内の自然や谷津干潟の保全によって、自然と生活の調和を保持し、生物多様性の崩壊を防ぎます。また、市民一人ひとりが『習志野市の自然環境に高い価値』を見出せるよう自然と触れ合う環境づくりに努めます。

■後期基本計画より「自然環境の保全・活用」

環境目標 2 『 **谷津干潟や自然に親しめるまち** 』



- 施策の方向
- ① 谷津干潟の保全・活用
 - ② 自然環境の保全・活用

3) 公園・緑地

公園と緑地の整備を行うことにより、人々の『憩いの場を保持』し、常に緑と触れ合える環境を作ります。

■後期基本計画より「公園・緑地整備の推進」

環境目標3 『 **公園と身近な緑が楽しめるまち** 』

- 施策の方向
- ① 公園の整備・維持管理
 - ② 貴重な緑地の保全・創造
 - ③ ハミングロードの再整備
 - ④ 農地の活用



4) 廃棄物関係

ごみの減量化と適正処理の推進によって、『循環型社会の形成』を目指します。

■後期基本計画より「廃棄物などの適正処理の推進」

環境目標4 『 **資源を活用しごみを減らすまち** 』

- 施策の方向
- ① 循環型社会の形成(3Rの推進)
 - ② 廃棄物の適正処理および処分
 - ③ し尿の適正処理および処分



5) 公害・生活環境関係

大気や水質の保全、有害物質のリスク回避など市民の『安心安全な暮らし』を守ります。

■後期基本計画より「環境保全の推進」

環境目標5 『 **安心して健康に暮らせるまち** 』

- 施策の方向
- ① 生活環境の保全(公害防止対策)
 - ② 都市環境の美化と保全



6) 横断的取り組み

市民一人ひとりが環境について問題意識を持ち、自主的に行動できる社会を作るため、『環境学習や市民協働への支援』をしていきます。



■後期基本計画より「持続可能な社会の創造」

横断的目標 『 **自然環境のために自ら行動する人々のまち** 』

施策の方向 環境学習や市民協働は、すべての目標に関連するため、横断的目
標とします。

また、本計画では、SDGs の推進と、ゴール達成への貢献の2つの側面から考えを取り入れています。SDGs が普及することにより、持続可能な社会に必要な概念を各主体が理解し、すべての主体がゴールを目指していく社会を目指していきます。

6 計画の体系

習志野市が目指す環境像、環境目標、施策の方向に基づき、計画の体系を次のように定めます。

※キーワード:環境問題に関わる言葉をわかりやすく検索できるように示したものです。

環境像	基本的事項／環境目標		施策の方向	関連する計画など施策・キーワード
谷津干潟をはじめとする自然環境を守り一人ひとりが持続可能な社会を築くまち 習志野	1) 地球温暖化 [環境目標1] 地球環境の保全に 取り組むまち	6) 横断的 取り組み 横断的目標 自然環境のため に自ら行動する	1. 温室効果ガス排出の抑制 2. 省エネルギーの推進と啓 発 3. 気候変動への適応	地球温暖化対策実行計画 地球温暖化対策ガイドライン #クールビズ #エネファーム #蓄電システム #省エネ活動 #雨水利用 #熱中症対策 #ペーパーレス #ハザードマップ
	2) 自然環境 [環境目標2] 谷津干潟や自然 に親しめるまち	人々のまち ・市民協働や環 境学習の推進 ・SDGsの推進	1. 谷津干潟の保全・活用 2. 自然環境の保全・活用	緑の基本計画 #自然保護地区 #里山 #谷津干潟 #ラムサール条約 #渡り鳥 #湿地交流
	3) 公園・緑地 [環境目標3] 公園と身近な緑が 楽しめるまち		1. 公園の整備・維持管理 2. 貴重な緑地の保全・創造 3. ハミングロードの再整備 4. 農地の活用	緑の基本計画 公園施設(遊具)長寿命化計画 #公園 #敷地内緑化 #農地
	4) 廃棄物関係 [環境目標4] 資源を活用し ごみを減らすまち		1. 循環型社会の形成(3R の推進) 2. 廃棄物の適正処理および 処分 3. し尿の適正処理および 処分	一般廃棄物処理基本計画 災害廃棄物処理計画 芝園清掃工場長寿命化計画 クリーンセンター個別施設長寿命化計画 し尿処理施設将来計画 第9期分別収集計画 #3R #プラスチックごみ #雑がみ #分別 #エコバッグ #マイボトル
	5) 公害・生活環境 関係 [環境目標5] 安心して健康に 暮らせるまち		1. 生活環境の保全 (公害防止対策) 2. 都市環境の美化と保全	生活環境保全計画 #光化学スモッグ #PM2.5 #水質汚濁 #騒音 #悪臭 #ポイ捨て #ごみゼロ運動

7 計画推進の仕組み

1) 環境審議会

習志野市の環境審議会は、公募市民をはじめ、市民団体、地元事業者、大学関係者、市議会議員など多方面からなる審議の場となっており、現在 18 人で構成され、必要に応じて分野別の部会の設置を可能とする充実したものとなっています。環境保全に関する重要な事項について審議を行うとともに、この場を中心として、市民・事業者や大学との協働の推進を図っていきます。

2) 市民・事業者の参加による推進

本計画の推進においては、市と市民・事業者との協働がもっとも重要な部分となります。そのため、さまざまな参加の機会を設けて、協働による推進を図っていきます。

また、まちづくり会議や広報活動、各種の市民活動支援などを、協働による計画推進の場として活用し、ネットワーク化を図っていきます。

3) 進行管理の流れ

協働によって本計画の推進を図るとともに、施策の進捗や環境の現況などについて、「年次報告書」を通じて明らかにしていくとともに、今後の改善点などについては、一般市民から寄せられた意見を含め、その結果を環境審議会の審議に供した上で、以降の施策に反映していきます。



8 環境分野から取り組む SDGs(持続可能な開発目標)の推進

SDGsの取り組みは国際的な目標であり、環境分野においても SDGsの視点を持ちながら各課題を解決すべく、環境基本計画におけるすべての環境目標と施策が SDGsの推進に貢献する取り組みであることを認識するため、次のとおり示します。

SDGs目標	ターゲット ※番号は169のターゲットに付されている番号です。	関連する環境目標
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>9 令和12(2030)年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および病気の件数を大幅に減少させる。</p>	<p>5 安心して健康に暮らせるまち</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>2 令和12(2030)年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性および女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。</p> <p>6 令和2(2020)年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。</p>	<p>2 谷津干潟や自然に親しめるまち</p> <p>5 安心して健康に暮らせるまち</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>2 令和12(2030)年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p> <p>3 令和12(2030)年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p>	<p>1 地球環境の保全に取り組むまち</p> <p>4 資源を活用しごみを減らすまち</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>3 令和12(2030)年までに、包括的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的※8かつ持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する。</p> <p>6 令和12(2030)年までに、大気質、自治体などによる廃棄物管理への特別な配慮などを通じて、都市部の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>7 令和12(2030)年までに、女性、子ども、高齢者および障がい者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースの普遍的アクセスを提供する。</p>	<p>2 谷津干潟や自然に親しめるまち</p> <p>3 公園と身近な緑が楽しめるまち</p> <p>5 安心して健康に暮らせるまち</p>

※8【包摂的】社会的に弱い立場にある人々をも含め、市民一人ひとり、排除や摩擦、孤独から援護し、社会の一員として取り組み、支えあう考え方のこと。

SDGs目標	ターゲット ※番号は169のターゲットに付されている番号です。	関連する環境目標
 <p>つくる責任 つかう責任</p>	<p>3 令和 12(2030)年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧廃棄物を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーン※⁹における食品ロスを減少させる。</p> <p>4 令和 2(2020)年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じて化学物質やすべての廃棄物の環境に配慮した管理を達成し、大気、水、土壌への排出を大幅に削減することにより、人の健康や環境への悪影響を最小限に留める。</p> <p>5 令和 12(2030)年までに、予防、削減、リサイクル、および再利用(リユース)により廃棄物の排出量を大幅に削減する。</p> <p>8 令和 12(2030)年までに、あらゆる場所の人々が持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</p>	<p>2 谷津干潟や自然に親しめるまち</p> <p>3 公園と身近な緑が楽しめるまち</p> <p>4 資源を活用しごみを減らすまち</p> <p>5 安心して健康に暮らせるまち</p>
 <p>気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>1 すべての国々において、気候変動に起因する危険や自然災害に対するレジリエンス※¹⁰および適応力を強化する。</p> <p>3 気候変動の緩和、適応、影響軽減および早期警戒に関する教育、啓発、人的能力および制度機能を改善する。</p>	<p>1 地球環境の保全に取り組むまち</p>
 <p>海の豊かさを 守ろう</p>	<p>2 令和 2(2020)年までに、海洋および沿岸の生態系のレジリエンス強化や回復取り組みなどを通じた持続的な管理と保護を行い、大きな悪影響を回避し、健全で生産的な海洋を実現する。</p>	<p>2 谷津干潟や自然に親しめるまち</p>
 <p>陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、令和 2(2020)年までに絶滅危惧種を保護および絶滅防止するための緊急かつ重要な対策を講じる。</p> <p>8 令和 2(2020)年までに、侵略的外来種の移入を防止し、これによる陸・海洋生態系への影響を大幅に減少させる。対策優先種の駆除または排除を行うための対策を導入する。</p>	<p>2 谷津干潟や自然に親しめるまち</p>

※⁹【サプライチェーン】個々の企業の役割分担に関わらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのつながり。

※¹⁰【レジリエンス】回復力や復元力、弾力性とも訳され、ストレスといった外的な刺激に対する柔軟性を表す言葉。

第 3 章

環境施策



▶地球温暖化対策の推進

環境目標1 「地球環境の保全に取り組むまち」

▶自然環境の保全・活用

環境目標2 「谷津干潟や自然に親しめるまち」

▶公園・緑地整備の推進

環境目標3 「公園と身近な緑が楽しめるまち」

▶廃棄物などの適正処理の推進

環境目標4 「資源を活用しごみを減らすまち」

▶環境保全の推進

環境目標5 「安心して健康に暮らせるまち」

▶持続可能な社会の創造

横断的目標 「自然環境のために

自ら行動する人々のまち」

<施策の見方>

▶地球温暖化対策の推進

後期基本計画の項目を記載。

環境目標1 地球環境の保全に取り組むまち

貢献できる SDGs目標を記載。



目指すべき姿

・世界平均気温上昇の抑制に、市が率先して温室効果
この環境目標が目指している姿。

キーワード #クールビズ #エネファーム #蓄電システム #省エネ活動 #雨水利用 #熱中症対策 #ペーパーレス
#ハザードマップ

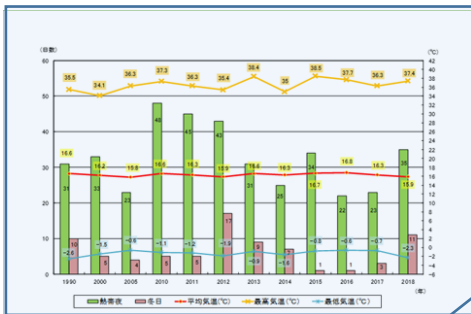
環境目標に関連する取り組みや設備、言葉。

1 現状と課題

地球温暖化は、現在も最も重要な環
産業革命以前からの世界平均気温の上
力を追求することが掲げられています。ま
.....

環境目標に対して、現在の本市を取り巻く自然環境などの現状と、本計画策定時(令和元年)に実施した環境分野の市民意識調査の結果(一部抜粋)を含めて記載。また、そこから読み取れる課題を記載。

【参考】



現状について関連するデータを抜粋し掲載。

※詳細なデータは、

別冊「環境基本計画年次報告書(環境白書)」を参考としてください。

前計画の検証を記載。

2 従前計画の主な事業の振り返り

- 市民に向けて、「地球温暖化対策ガイドライン」を発行し、普及啓発を実施

3 施策の方向

- 温室効果ガス排出の抑制

- 地球温暖化対策実行計画

本計画は、市内における地球温暖化対策を.....

★各主体の行動★

【市民ができること】

市のほかに市民・事業者がそれぞれの立場において取り組む行動を記載。

▶地球温暖化対策の推進

環境目標1  **地球環境の保全に取り組むまち**



目指すべき姿

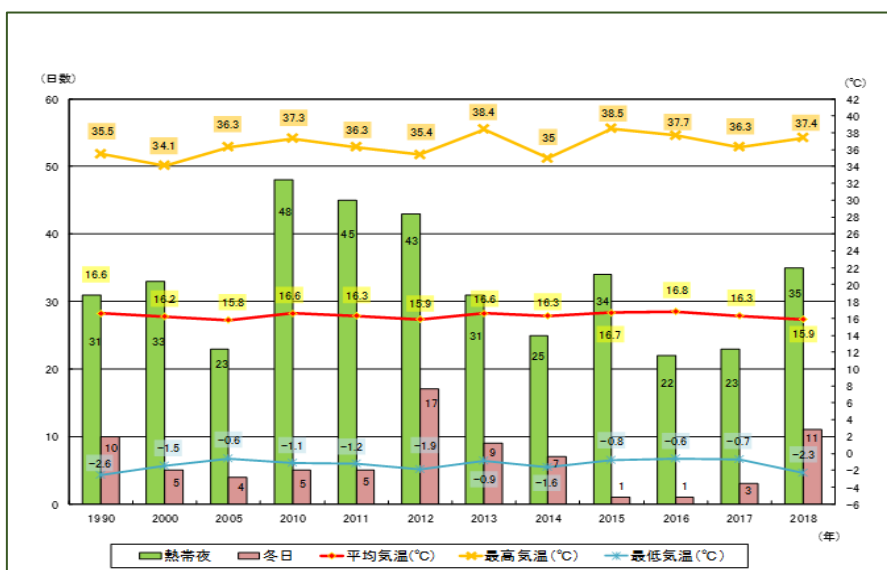
- ・世界平均気温上昇の抑制に、市が率先して温室効果ガス削減に取り組む。
- ・市民、事業者、行政がそれぞれの立場から省エネ活動を行う。
- ・再生可能エネルギーの導入など気候変動適応策を推進し、環境の変化や災害に備える。

キーワード #クールビズ #エネファーム #蓄電システム #省エネ活動 #雨水利用 #熱中症対策 #ペーパーレス
#ハザードマップ

1 現状と課題

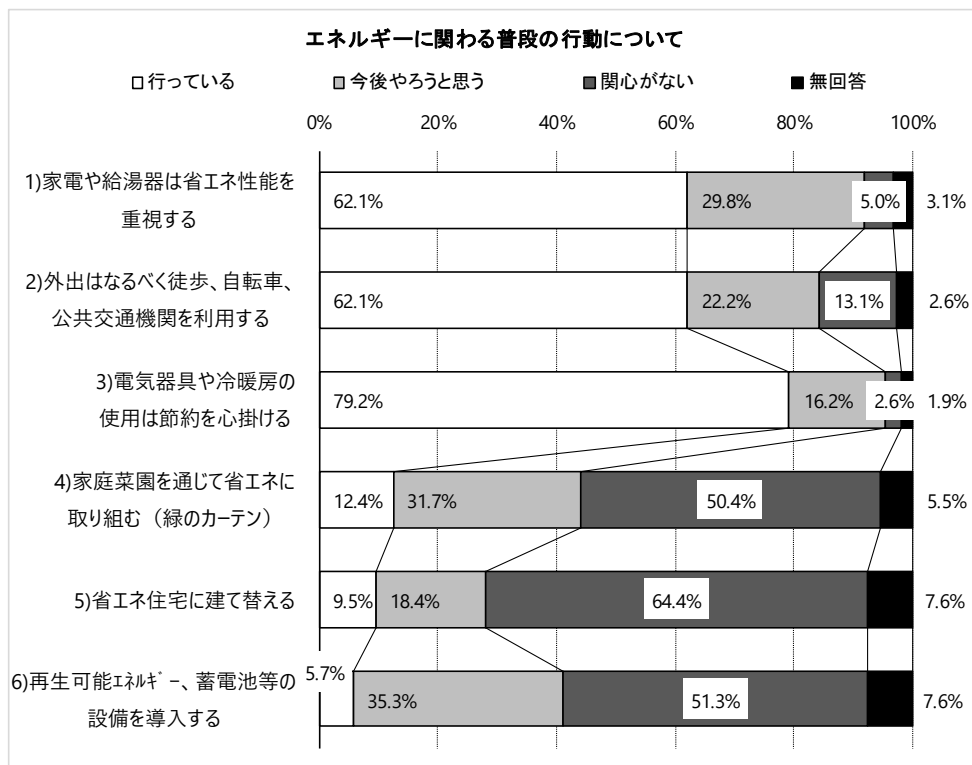
地球温暖化は、現在もっとも重要な環境問題の一つです。パリ協定では、世界全体の目標として、産業革命以前からの世界平均気温の上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃未満に抑える努力を追求することが掲げられています。また、地球温暖化対策は、温室効果ガス削減だけでなく、気候変動によって発生する、大雨や猛暑日による被害を最小限に抑えるための適応策の推進も課題となっています。

【参考】 (千葉北西部)千葉県測定所の平均気温などの推移 習志野市地球温暖化対策ガイドラインより



※冬日は、最低気温が0℃未満の日を指します。出典) 気象庁ホームページ「過去の気象データ」より作成

～市民アンケート結果より～



●他に今後行おうとしている行動

- ・緑のカーテンではないが、シーツ、布団カバーなどを利用して行っている。
- ・使わないときはまめに電気を消している。
- ・自家用車をガソリン車からハイブリッド、電気自動車へ。
- ・窓ガラスを二重にしたい。

(原文のまま)

2 従前計画の主な事業の振り返り

- 市民に向けて、「地球温暖化対策ガイドライン」を発行し、普及啓発を実施
- 市は、「地球温暖化対策実行計画」に基づき、庁舎内等、事務事業に対する省エネ等の取り組みを実施
- 住宅用省エネルギー設備への補助金交付により、普及を促進
- 環境フェアや地球温暖化防止月間のイベントでの啓発事業を実施
- 公共施設への太陽光パネルの設置を推進
- ハイブリット車など環境負荷の少ない自動車の導入を推進

【検証と今後に向けて】

おおむね実行できているが、地球温暖化の防止は現状困難であり、少しでも進行を抑制するために、今後とも同様の取り組みを継続していきます。また、地球温暖化の緩和策だけでなく、気候変動に伴う異常気象などへの適応策を考えることも重要な課題となっています。

3 施策の方向

■ 温室効果ガス排出の抑制

● 地球温暖化対策実行計画

本計画は、市内における地球温暖化対策を推進するため、市が率先して自らの事務事業について、温室効果ガスの排出量低減の目標と省エネ活動を取りまとめ、平成 31(2019)年 4月に策定したものです。

平成 29(2017)年度を基準とし、目標年度である令和 12(2030)年度までに温室効果ガス総排出量の 12%削減を目指します。目標達成のため、クールビズ・ウォームビズ等の省エネ活動の推進、省エネルギー機器の導入などの方策を図っていきます。

近年の ICT(情報通信技術)の進展により、デジタル社会が一層進んでいます。この ICTを活用した、ペーパーレスやシェアリングエコノミー等に取り組みます。

● 地球温暖化対策ガイドライン

省エネ活動が当たり前の行動となるよう、掲載内容をより「取り組み」に特化したものとし、市民や事業者の省エネ活動の手引きとなるよう、平成 31(2019)年 4月に「地球温暖化対策ガイドライン」を策定しました。地球温暖化の仕組みや、温室効果ガス削減につながる取り組み、本市の特徴と市域で実施している省エネ活動を啓発・周知しています。

● 情報収集・研究

地球温暖化は、今後も観測の新たな成果や研究の進歩、国内外の情勢の変化などによる影響が想定されます。

本市では、将来の情勢に正しく対応していくため、情報収集や地域で出来る方策の研究に努め、市民への情報提供を図っていきます。

■ 省エネルギーの推進と啓発

● 公共施設における導入

施設の改修時などに、建物内において部分的にでも LED 照明や省エネルギー機器などの導入に積極的に努めています。

また、老朽化した公共施設の再生や新たな建物の建築にあっては、原則、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備を導入することとし、再生可能エネルギーの有効利用と施設のエネルギー消費性能の向上、並びに避難所となる施設の機能強化に努めています。

● 市民・事業者への導入支援

再生可能エネルギー等の導入は、温室効果ガスの削減、エネルギー自給率の向上に寄与するため、市民や事業者に対して、再生可能エネルギーや省エネルギーの導入を支援する制度の紹介、情報提供、都市ガス供給事業（エネファーム^{※11}）の活用などを図っていきます。

● 情報収集・研究

エネルギー対策は、高度な技術に支えられており、エネルギー市場や国の政策に左右されやすいこともあって、今後も技術の進歩や国内外の情勢の変化などが想定されます。本市では、将来の情勢に正しく対応していくため、情報収集や地域で出来る方策の研究に努め、市民への情報提供を図っていきます。

■ 気候変動への適応

● 熱中症対策

熱中症の原因の一つとして、気温や湿度の高さ等の環境によるものが挙げられます。予防・対処法に加え、気候変動による環境変化への適応・理解を深めるために、普及啓発を行っていきます。

● 水害対策

ゲリラ豪雨や台風による水害に備えるため、ハザードマップの作製、雨水浸透の促進や下水道整備等、快適な住環境のためにソフト面でもハード面でも対策をしていきます。

● 災害などへの備え

再生可能エネルギーは、災害などにより集中型エネルギー供給が途絶えた場合でも、非常時における最低限の必要なエネルギーの供給源として活用できるため、普及啓発および導入支援制度の紹介を図っていきます。

【 再生可能エネルギーと災害対応 】

現在日本では、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）というものを推進しています。これは、家の断熱性能を高め、再生可能エネルギーシステム等を導入し、室内環境の質を維持しつつ、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指す住宅です。

※11【エネファーム】ガスと空気から電気とお湯を作り出す、エネルギー効率の高い家庭用のシステム。市営ガスにおいては、本市企業局でも取り扱っている商品。

設置する設備には、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、定置用リチウムイオン蓄電システム等があり、本市では、設置費の一部を補助しています。

これらの設備は、電気代の節約や、地球温暖化対策への貢献だけでなく、災害時にライフラインが断たれた際にも、電気を利用することができるので災害時の対策にもつながります。

災害には日ごろから備えておくことが一番大切です。備蓄品だけでなく、住まいから災害に備えておくことも検討課題にあげられます。

☆ 各主体の行動

【市民ができること】

- ・家電は省エネ性能を重視する。
- ・冷暖房の使用の節約など省エネを意識した生活を心掛ける。
- ・自家用車の使用を控え、公共交通機関や自転車、徒歩での移動を心掛ける。

※「習志野市地球温暖化対策ガイドライン」や国が示すパンフレット等の取組事例を参考。

【事業者ができること】

- ・省エネ型の設備を導入する。
- ・クールビズ・ウォームビズを徹底する。
- ・車での外出時は計画的なルートを考慮し、渋滞を避ける等、排気ガスの削減に努める。
- ・専門家による省エネ診断などを活用し、建物のエネルギー使用の把握と合理化対策を図る。

※「習志野市地球温暖化対策ガイドライン」や国が示すパンフレット等の取組事例を参考。

【関連する計画】

- ・習志野市地球温暖化対策実行計画（令和元（2019）年度～令和 12（2030）年度）

【参考】

- ・習志野市地球温暖化対策ガイドライン



6月環境月間イベント「環境フェア」



12月地球温暖化防止月間イベント
「地球温暖化防止月間パネル展」

▶自然環境の保全・活用

環境目標 2 谷津干潟や自然に親しめるまち



目指すべき姿

- ・谷津干潟をはじめ、自然と親しむことができる環境を保全。
- ・環境省と協力し谷津干潟の保全に努め、活用に繋げる。
- ・谷津干潟をとおして国内外との情報共有を継続し、保全と活用に繋げる。
- ・自然と調和した緑あふれるまちづくり。

キーワード #自然保護地区 #里山 #谷津干潟 #ラムサール条約 #渡り鳥 #湿地交流

1 現状と課題

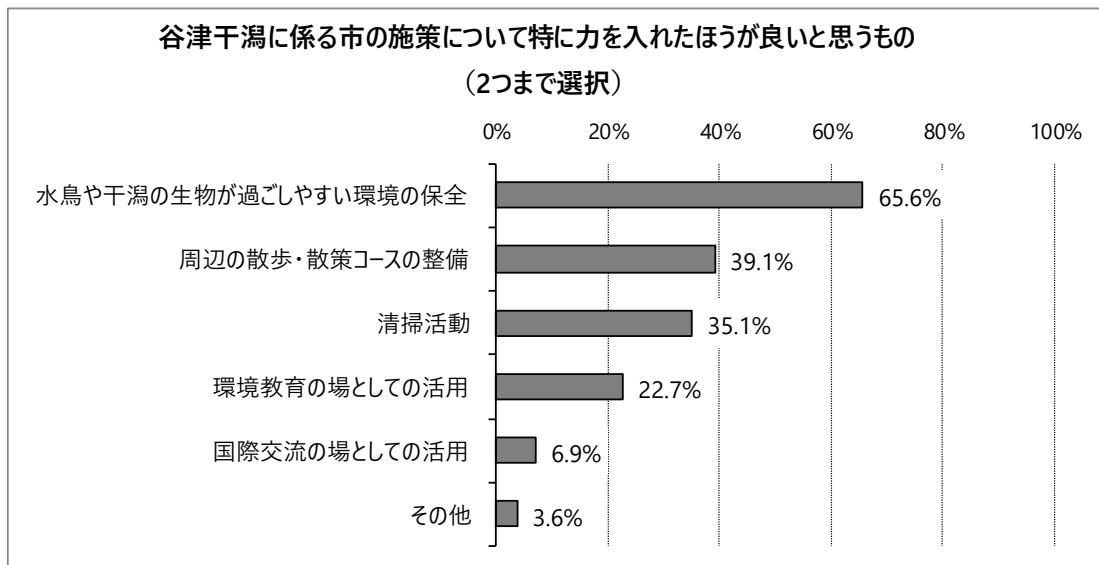
本市では、民有地内の貴重な林地や樹木などを、条例に基づき都市環境保全地区、自然保護地区、保存樹木に指定し所有者に保全の働きかけを行うとともに、住宅地にある谷津干潟の保全に努め、都市部において貴重な財産である良好な都市環境、自然環境や美観風景を維持してきました。

特に谷津干潟では、増えすぎて腐敗したアオサの悪臭について、環境省と引き続き協議を行い、その対応に取り組んでいくとともに、環境省が実施する谷津干潟の保全の取り組みがより効果的なものとなるよう、協力・支援に努めています。

また、鳥類の保護および湿地の保全については、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議を介し、国内の市町村間と情報共有を図るほか、湿地提携協定を締結しているオーストラリアクイーンズランド州ブリスベン市との交流を通じて、互いに協力しています。

今後は、次世代の環境保全活動を担う人材の育成と、本市にある自然財産として谷津干潟の魅力を広く発信するため、谷津干潟自然観察センターの効果的な活用に取り組む必要があります。

～市民アンケート結果より～



●その他の内容

- ・アオサの駆除、腐った時の悪臭などへの対策を早急にしてほしい。
- ・名前しか聞いたことがないので多くの人に訪れてもらえるような広報。

【参考】 環境省・習志野市 共催 谷津干潟清掃ボランティア活動「谷津干潟をキレイにしよう！」

年度	回収量	参加人数
平成 30(2018)	アオサ 1,650 kg ホンビノスガイ 約 100 kg	274 人
令和 元(2019)	アオサ・漂着ごみ・貝殻 2,660 kg	600 人
令和 2(2020)		



習志野市・谷津干潟ワイズユースパートナーズ 主催 谷津干潟の日イベント「谷津干潟の日フェスタ」

年度	イベント内容	参加人数
平成 30(2018)	プランクトン観察コーナー 知っていますか?アオサのパワー アオサの活用展 谷津干潟樹木ツアー「生きものと植物の関りを探そう」ほか多数	延べ 9,742 人
令和 元(2019)	環境ウォーク 谷津干潟ジュニアレンジャー 干潟のいきものガイド 干潟一周バードサインウォッチング ほか多数	延べ 15,516 人
令和 2(2020)		



ホンビノスガイ探し



小学生による演奏(谷津干潟自然観察センターにて)

2 従前計画の主な事業の振り返り

- 環境省と共催で、増えすぎたアオサや漂着ごみを取る清掃ボランティア活動などを実施し、谷津干潟の保全に努めた
- オーストラリア・ブリスベン市との湿地交流の実施
- 谷津干潟自然観察センターでのイベントの実施や、遊歩道の活用
- 里山を保全し、自然観察会など、親しむ機会を提供

【検証と今後に向けて】

市内の残された自然環境を保全・活用していくことで、市民が自然と触れ合える機会を今後も作らなければなりません。また、谷津干潟に関しては、環境省との密な連携、協力が求められます。

3 施策の方向

■ 谷津干潟の保全・活用

● 谷津干潟の保全

谷津干潟は東京湾を渡りのルートとする、シギやチドリ類にとって渡りの中継地や越冬地として重要な湿地となっています。このことから平成 5(1993)年 6 月 10 日にラムサール条約登録湿地に認定されています。

しかし近年、水質の海水化や底質の砂質化といった環境の変化に伴い、アオサが大量発生する等、シギやチドリ類の生息環境に影響をおよぼすといった状況が発生しています。

本市では、増えすぎたアオサや漂着したごみ等の清掃活動について、平成 30(2018)年度より環境省との共催でボランティアを募り取り組んでいます。引き続き、行政、市民、保護団体などとの連携により谷津干潟の保全を図っていきます。

● 谷津干潟の活用

本市は、干潟の自然生態観察の場として谷津干潟公園を整備し、観察の拠点となる谷津干潟自然観察センターを設置しています。同公園は、バラ園のある谷津公園や東関東自動車道沿いの習志野緑地とつながって大規模な緑地環境を形成しており、水鳥の観察とともに市民の憩いの場として親しまれています。

また、本市にある貴重な自然財産である谷津干潟に、直接触れ合う機会として、清掃などのボランティア活動や各種イベントをとおして、本市の環境保全への意識の高揚に活用しています。

しかしながら、近年は建物や設備の老朽化が進んでいることから、計画的に修繕と充実を図る必要があります。

今後も、周辺の公園や緑地と一体化した市民の憩いの場、環境学習の拠点(場)として保全・整備を行うとともに、案内看板や利用案内マップ等の充実を図っていきます。

● 湿地保全に関する国内外との連携

国境を越えて移動する水鳥の保護については、国際協力が必要です。谷津干潟はラムサー

ル条約登録湿地であるとともに、東アジアからオーストラリア地域・シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク参加湿地でもあります。国際協力の場として、平成 11 (1999) 年 2 月 25 日にオーストラリア・ブリスベン市と湿地の保全と水鳥の保護に向けた湿地提携協定を締結しています。

また、国内のラムサール条約登録湿地を抱える自治体間における情報交換や協力の場としてラムサール条約登録湿地関係市町村会議にも参加しています。これらのネットワークを活用し、引き続き湿地の保全と水鳥の保護に向け、国内外の自治体や関係機関との連携を図っていきます。

■ 自然環境の保全・活用

● 里山^{※12}とのふれあい



実籾本郷公園

本市は、海岸沿いの平野に開かれた都市で、地形は、谷津、津田沼、鷺沼などの旧海岸沿いの平野部と、その北部の丘陵部および南部の埋立部の 3 つに大別されており、平野部から丘陵部へとつながる斜面や社寺の境内、国有施設跡地などには、里山の環境や林が点在しています。

都市にとって貴重となったそれらの自然環境を将来に継承していくため、条例に基づく自然保護地区および都市環境保全地区の指定を行うとともに、保全におけるさまざまな課題への対応や所有者への働きかけを図っていきます。中でも、実籾自然保護地区、斜面林の実籾都市環境保全地区などの一帯については、市内でもっとも多くの動植物種が生息し、実籾本郷公園や園内に歴史のある民家が文化財として保存されている環境が背景にあることから、市民が自然に親しむことのできる緑の拠点として、活用を図っていきます。

そのほかにも市内には、藤崎の谷津田^{※13} など貴重な自然が残されており、今後の公園整備の中で活用を検討していきます。緑とともに貝塚や古墳が残されてきた環境については、文化財保護の面からも保全を図っていきます。また、生物の多様性の保全を目指し、外来種に関しても、国・県の調査・研究や方針を見極めながら対応を図っていきます。

※12【里山】都市域と原生的自然との中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く二次林、農地、ため池、草原などで構成される地域の概念。

※13【谷津田】平地に突き出た丘と丘の間に、低湿地がはさまれた地形を谷津あるいは谷戸といい、そこに設けられた田のこと。

● 樹木とのふれあい

本市は、ヤブツバキクラス^{※14}を主な植生とする地域の関東平野南部の沿岸地域に位置するため、自然本来の植生(原植生)は、常緑広葉樹林であるシイ・タブ林やシイ・カシ林などと考えられます。しかし、自然が農村や都市として開発されてきたことから、常緑広葉樹とケヤキ、エノキ等の落葉広葉樹、クロマツの混生、および近年の植栽樹林が、本市の樹林地を形成している中で、点在する個々の樹木も貴重な緑であり、本市の歴史を伝える重要な役割を担っています。

都市にとって貴重となった樹木を将来に継承していくため、保存樹木の保全におけるさまざまな課題への対応や所有者への働きかけを図っていきます。また、市民の手で既存の樹木を守り、新しい木を育てていくことを目指して、調査や情報提供、支援を行っていきます。

☆ 各主体の行動

【市民ができること】

- ・緑地所有者による緑地の保全
- ・緑に親しむイベントへ参加する
- ・環境省や本市が実施する清掃活動などのイベントに参加する

【事業者ができること】

- ・企業単位で環境保全イベントへ参加する
- ・環境省や本市が実施するイベントに協賛する
- ・谷津干潟公園などの清掃活動ボランティアを実施する
- ・事業所などの所有する緑地の市民利用への開放

【関連する計画】

- ・緑の基本計画(平成26(2014)年度～令和7(2025)年度)



※14【ヤブツバキクラス】一般的にはおおむね、常緑広葉樹の樹林地のこと。常緑広葉樹とは、落葉する時季の無い広葉樹のこと。

▶公園・緑地整備の推進

環境目標 3  **公園と身近な緑が楽しめるまち**



目指すべき姿

- ・市民の憩いや活動の場となる公園の整備。
- ・緑を身近に親しむことができる緑道などの整備。
- ・緑の連続した快適な生活環境の創出。

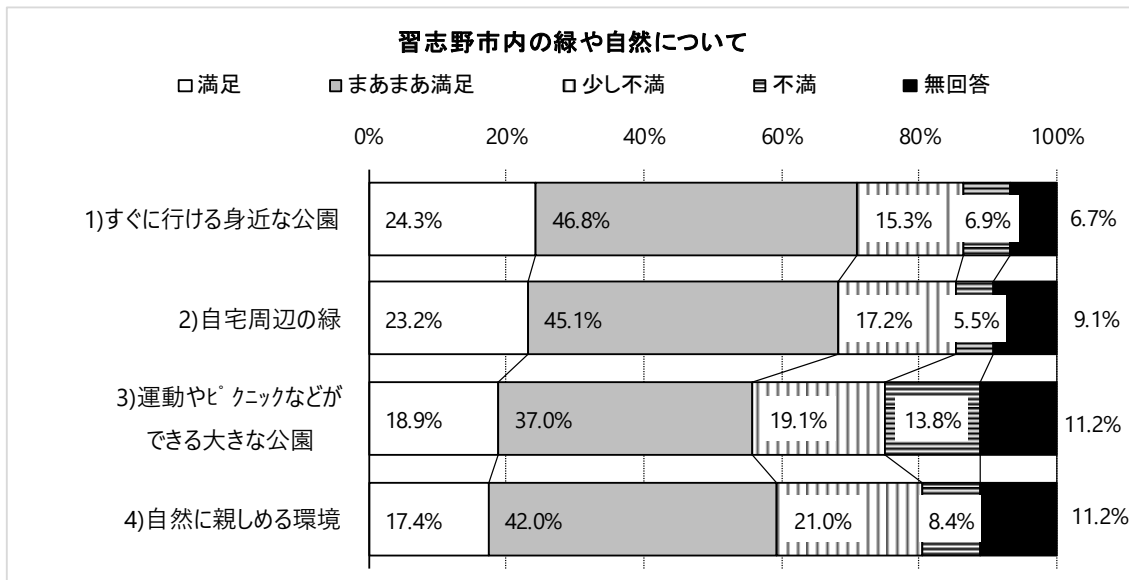
キーワード #公園 #敷地内緑化 #農地

1 現状と課題

市内の公園については、設置後、長い年月を経て遊具などの設備が老朽化している公園数が増えており、現在設置されている公園の長寿命化の検討が必要です。

ハミングロードは「緑と水の南北軸」であり、本市の基幹緑道として整備を推進しています。

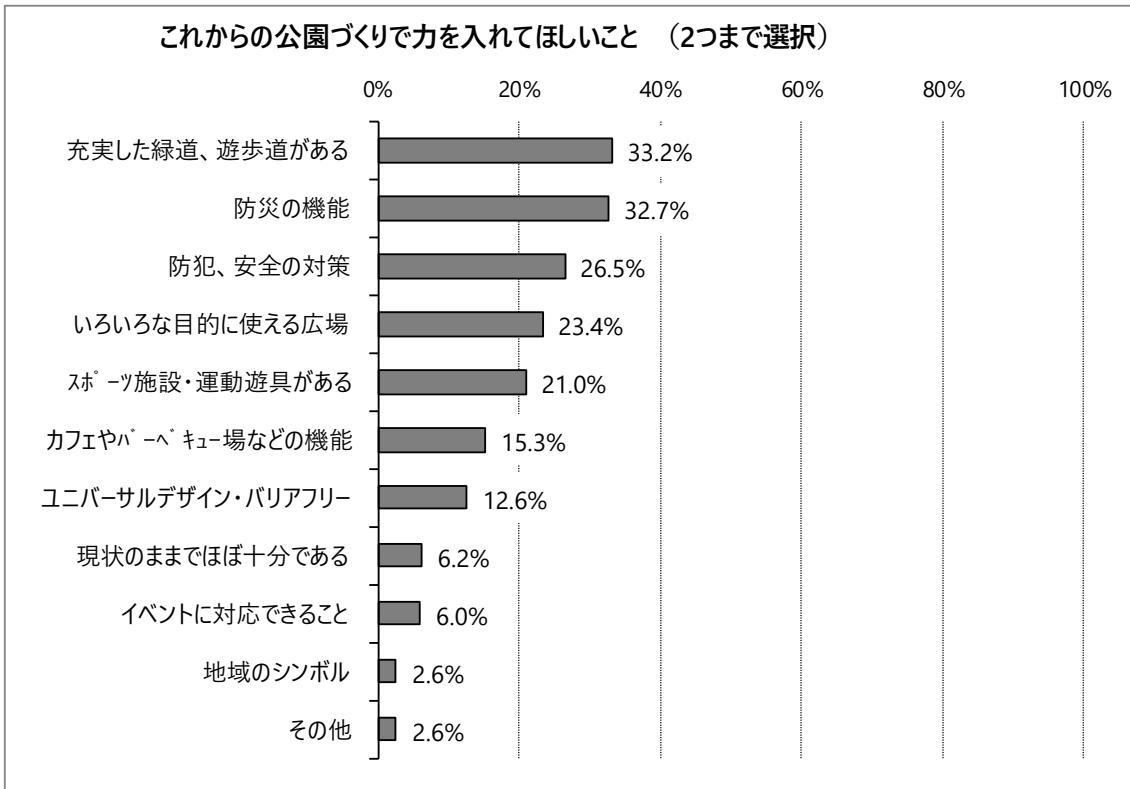
～市民アンケート結果より～



●自由意見

- ・千潟のあたりをジョギングできてとても良い。
- ・公園というより空き地に。遊具、ボール遊びもままならず、そういう公園が多すぎ。
- ・市民の数に比べて緑が少ない。人が多すぎる。

(原文のまま)



- その他の内容
- ・災害時に活用できる施設。 ・ボール遊びができる場所。 ・生物が棲める環境。
 - ・ドッグランを作ってほしい。 ・サイクリングコースがあると良い。 ・イベントによる集客をし街を活性化。
 - ・アスレチックが欲しい。 幼児、小学生がしっかり体を使うもの。

～こどもアンケート結果より～

問 どんな公園や緑、川や海があったらいいと思いますか。

- ・木々がたくさんありすぎて遊具が撤去されたりして、おもしろい大好きなものが壊されるのが嫌です。遊具はなるべく残してくれるとありがたく思います。
- ・ボール遊びができなくなっている公園が増えているので、ボールやスケートボードができるような仲良く使えたりする公園が増えてほしいです。
- ・みんなが川で遊べる公園。
- ・バスケットゴール。壁当てする壁。グラウンド。ベンチ。サッカーゴール。
- ・森林公園のように池でコイなどの魚を観察できる公園。
- ・迷路のような森。アスレチックがある公園。

(原文のまま)

【参考】 公園・緑地など整備状況一覧表

習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書)より

平成31(2019)年3月31日現在 単位:㎡

種別 地区別	都市公園						
	街区公園	近隣公園	地区公園	都市緑道	都市緑地	緩衝緑地	都市公園 小計
谷津・奏の杜	14 箇所 11,943.68	1 箇所 22,000.00	1 箇所 38,354.28		2 箇所 9,142.40		17 箇所 43,086.08
向山	11 箇所 11,787.70				4 箇所 2,703.56	221,369.37	16 箇所 274,214.91
津田沼	15 箇所 17,822.93	1 箇所 6,089.60	1 箇所 45,459.79		2 箇所 607.01		18 箇所 24,519.54
藤崎	15 箇所 10,578.69	1 箇所 14,406.17					16 箇所 24,984.86
鷺沼・鷺沼台	16 箇所 8,698.56	1 箇所 14,484.33					17 箇所 23,182.89
大久保・泉町・ 本大久保 1~2 丁目	18 箇所 16,131.78						18 箇所 16,131.78
花咲・屋敷・ 本大久保 3~5 丁目	19 箇所 18,438.50	1 箇所 20,444.49	1 箇所 41,328.74		4 箇所 6,836.40		25 箇所 91,179.18
実靱・新栄 実靱本郷	20 箇所 19,696.41	1 箇所 15,398.41			2 箇所 2,686.88		24 箇所 79,110.44
東習志野	16 箇所 15,622.75				1 箇所 235.64		17 箇所 15,858.39
実花	7 箇所 12,656.93		1 箇所 32,946.73		1 箇所 10,712.35		8 箇所 23,369.28
袖ヶ浦西	4 箇所 9,421.05	1 箇所 22,225.00			2 箇所 16,430.94		7 箇所 48,076.99
袖ヶ浦東	4 箇所 8,647.58	1 箇所 23,073.27	1 箇所 20,622.28	4 箇所 712.12	6 箇所 18,357.37		16 箇所 83,737.07
秋津・茜浜	6 箇所 14,907.26			4 箇所 20,846.67	1 箇所 84,270.10	162,909.40	12 箇所 282,933.43
香澄・芝園	4 箇所 9,987.88	2 箇所 34,945.57		3 箇所 20,622.28	1 箇所 4,682.00	94,794.36	10 箇所 165,032.09
計	169 箇所 186,341.70	10 箇所 173,066.84	4 箇所 158,089.54	11 箇所 42,181.07	26 箇所 156,664.65	全体 1 箇所 479,073.13	221 箇所 1,195,416.93

2 従前計画の主な事業の振り返り

- 谷津奏の杜公園など、新たな公園の供用開始
- ハミングロードの再生と補修を実施
- 屋上緑化など、公共施設内の緑化を図り、適切な維持管理を実施
- 都市農業支援事業補助金の交付

【検証と今後に向けて】

公園・緑地の整備・維持管理は、継続していく必要があります。今後は、子どもも高齢者も安心して利用できる環境を整備していくことが課題となります。また、年々減っていく農地の保全のために、都市農業の担い手の確保に力を入れる必要があります。

3 施策の方向

■ 公園の整備・維持管理

● 都市公園などの整備



藤崎森林公園

都市公園や緑地は、自然環境や景観の向上、公害・災害の防止・緩和、さまざまなレクリエーションの場として重要な施設です。

市民のさまざまな利用に向けて、バランスのよい都市公園・緑地の整備を行い、設備の使いやすさや、バリアフリー、公園施設の周辺を含めた防犯といった面での質の向上とともに、現在設置されている公園の長寿命化対策を実施します。また、整備・管理への市民の参加を図っていきます。

● 既存の公園の活用・維持管理



香澄公園

市内の公園には緩衝緑地をはじめ、地区公園、近隣公園、街区公園等があります。

日常的なレクリエーションの場となっているほか、うるおいや彩りのある景観を形成することで、気軽に自然とふれあうことのできる、市民の憩いの場としての役割を担っています。

今後も引き続き適切な維持管理を実施し、市民の憩いの場として活用します。

● 公園・緑地の防災機能の活用

公園・緑地は、災害時における避難場所及び避難路、延焼を防止するオープンスペースとして、救急救護、初期消火、物資供給などの応急活動を行う際の重要な防災拠点となります。

これらの防災機能の充実を図るため、一定以上の公園を整備する際には、防災施設を備えた防災拠点としての活用を図っていきます。

■ 貴重な緑地の保全・創造

● 公共施設の緑化



茜浜緑地

公共施設が自ら緑化を行うことは、良好な生活環境を確保していくためのひとつの方策で

す。そのため、緑の量の確保だけでなく、質を高める緑化の方法を積極的に導入し、市民の緑化意識の啓発に努めていきます。

また、地域や施設の状況、利用者や周辺住民などを考慮しながら、公共の建物や用地の緑、街路樹などを整備していくことにより、木かげや緑の景観、ゆとりの確保を図っていきます。

● 事業所の緑化

事業所内の緑地は、公害や災害の防止だけでなく、市民の安心感や安らぎにつながる緑地の保全や創造に寄与して、良好な生活環境形成の役割を担っています。このことから、今後も事業者に対して、緑化協定^{※15}の締結を指導するとともに、敷地内の緑化を推進するよう協力を求めています。また、開発事業に対して緑化の指導を行い、良好な都市環境の形成を図っていきます。

● 居住地などの緑化

緑化を通じて良好な生活環境を確保するには、市民の高い緑化意識が必要となります。市民に居住地の緑化を働きかけながら、緑化意識の高揚を図っていきます。

● 農地とのふれあい

本市内は宅地化が進んでいますが、生活に与えるゆとりや、家庭菜園としての利用などの視点から、残された農地の保全と活用を求める市民も少なくありません。しかしながら都市部での農業は難しい状況にあることから、市民が余暇、生きがい、教育等の様々な目的で日常的に農場に触れ合うことができる市営市民農園の運営、民営市民農園の開設支援を行います。

● 環境保全機能の維持

農地は、農業の場としてだけでなく、雨水の浸透や防災、ヒートアイランドの防止といった環境保全の面でも役立っています。

生産緑地^{※16}の指定や、農地の宅地化をする際には、現状の農地の環境保全機能をできるだけ保持するよう提言していきます。

■ ハミングロードの再整備

● ハミングロードの再整備

ハミングロードは、本市の最北東部からほぼ中央部を縦貫し、海浜部まで続く延べ12.39 kmにおよぶ幹線緑道です。昭和43(1968)年に、戦前、鉄道第二連隊が演習用に使用していた軌道敷きを、国から本市が借り受け、自転車・歩行者専用道路として整備した「マラソン道路」「サイクリング道路」「鷺沼台遊歩道」を基軸に、「鷺沼遊歩道」「菊田遊歩道」「袖ヶ浦遊歩道」「秋津1号緑道」「茜浜緑道」と区間ごとに整備し、全体を「ハミングロード」と呼称しています。この緑道は、自然環境の活用、景観形成、あるいは市民の交流の場として、貴重な市民共有の財産となっています。

しかし、供用されてから多くの年月が経過し、さまざまな問題点も指摘されるようになり、これらを解決し、市民の憩いの場、交流の場としてさらに魅力的な緑の軸を形成していく必要性が生じています。

☆ 各主体の行動

【市民ができること】

- ・身近な公園の管理(草刈り、ゴミ拾い等)への参加。
- ・自宅の庭の緑化と維持管理。

【事業者ができること】

- ・現在緑化協定制度を締結している事業者は引き続き緑化協定を維持。
- ・屋上緑化、壁面緑化などの推進。

【関連する計画】

- ・緑の基本計画(平成26(2014)年度～令和7(2025)年度)
- ・公園施設(遊具)長寿命化計画(令和3(2021)年度～令和12(2030)年度)

※¹⁵【緑化協定】「習志野市自然保護および緑化の推進に関する条例」に基づいて、市と工場・事業所との間に締結される、緑化および緑地の保護に関する協定。

※¹⁶【生産緑地】良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市計画上で位置づけられた農地のこと。

▶廃棄物などの適正処理の推進

環境目標 4



資源を活用しごみを減らすまち



目指すべき姿

- ・ごみに関する市民の意識が向上し、分別の徹底などにより減量が図られる。
- ・ごみ処理施設の適切な維持管理により安定的な処理が行われる。
- ・3Rの推進を図り、さらなるごみの減量化と資源循環型社会を構築。
- ・雑がみ等の資源ごみの分別の徹底を図る。
- ・不法投棄のない住みよいまちづくり。
- ・ごみの焼却量を減らし、温暖化対策に貢献する。

キーワード #3R #プラスチックごみ #雑がみ #分別 #エコバッグ #マイボトル

1 現状と課題

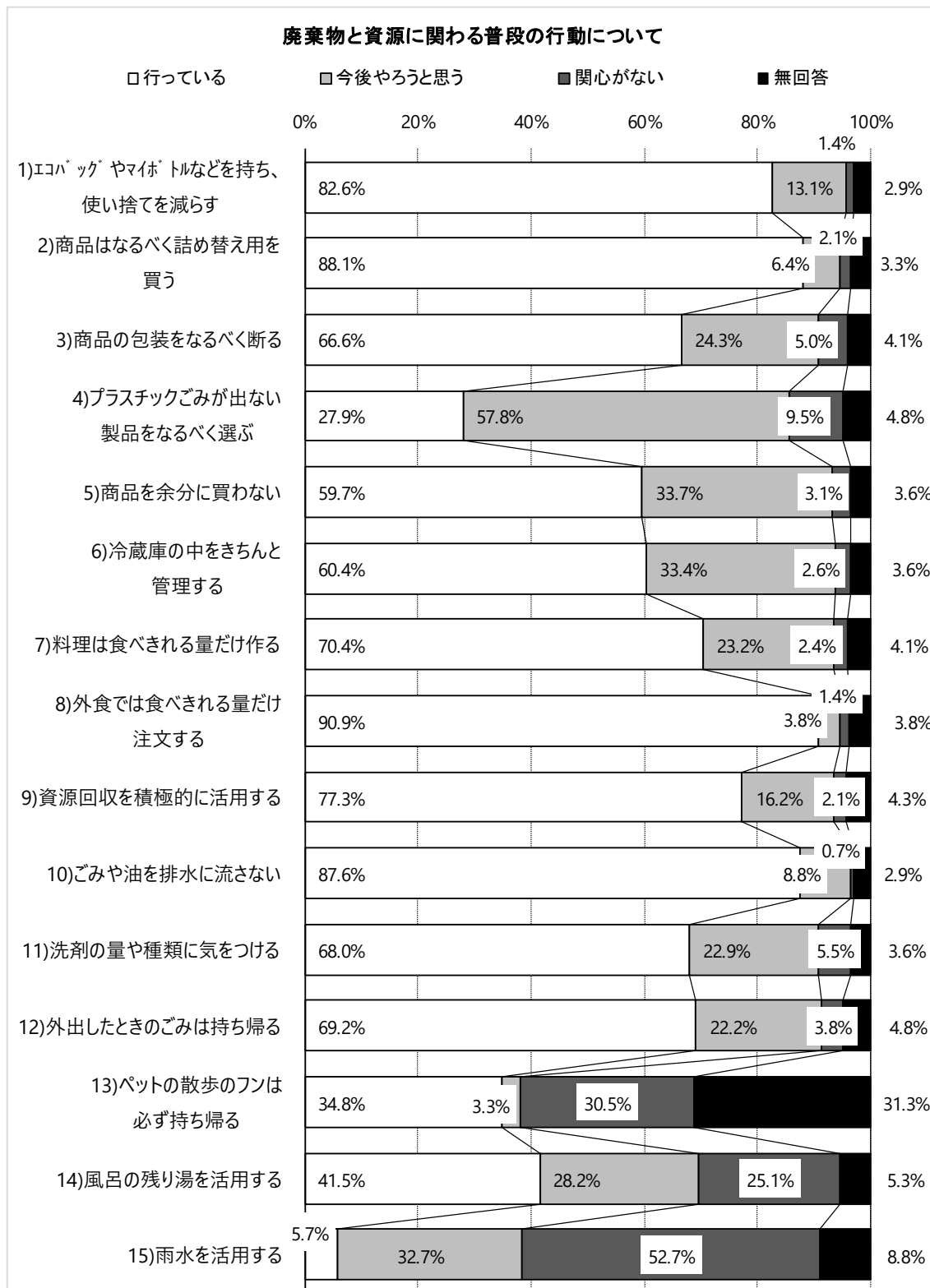
本市では、ごみの減量のため、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、各種啓発を行っています。また、施設の対策としては、芝園清掃工場およびリサイクルプラザが、いずれも稼働から 20 年近く経過していることから、廃棄物が適正処理できるよう、更新などを視野に入れつつそれぞれ長寿命化計画を策定し、延命化工事に向けた取り組みを行っています。

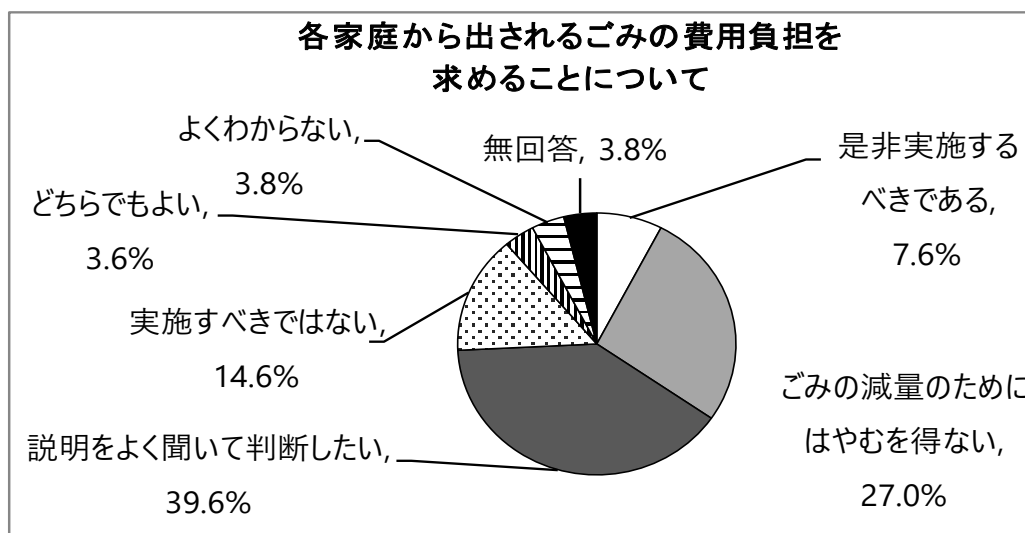
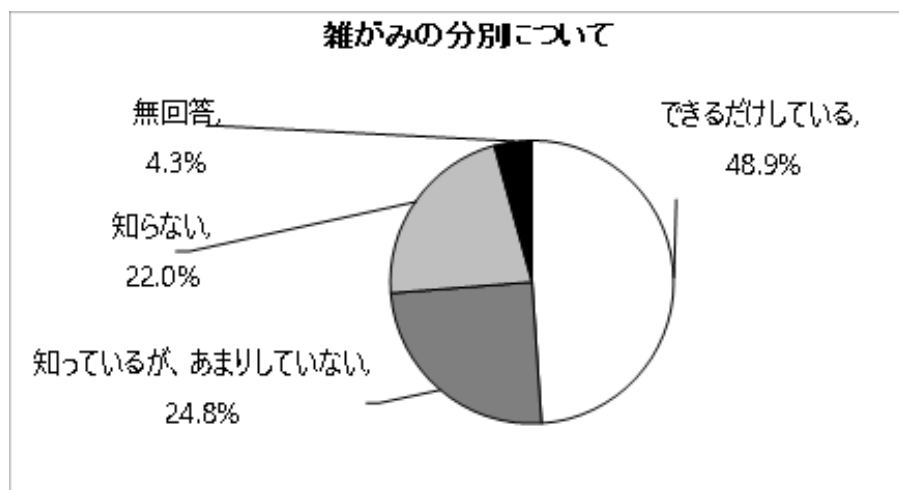
ごみの収集体制については、ステーション収集方式で行っていますが、課題としてカラス等によるごみの散乱被害や、排出時間や、収集日、分別区分などを守らない違反が見受けられます。

家庭ごみは、市民自らがごみの排出者であるという自覚をもち、ごみ問題に対する関心・理解を深め、資源循環型社会構築のための積極的な参加・協力が求められる中、自らのライフスタイルを見直し、ごみをなるべく排出せず、再使用、再生利用に努める事が大切です。

今後は、循環型社会の形成に向け、令和 4(2022)年度に策定予定である「一般廃棄物処理基本計画」において、さらなるごみ減量施策やクリーンセンターの将来的なあり方について検討を進め、今後の本市の清掃行政の方向性を示していきます。

～市民アンケート結果より～





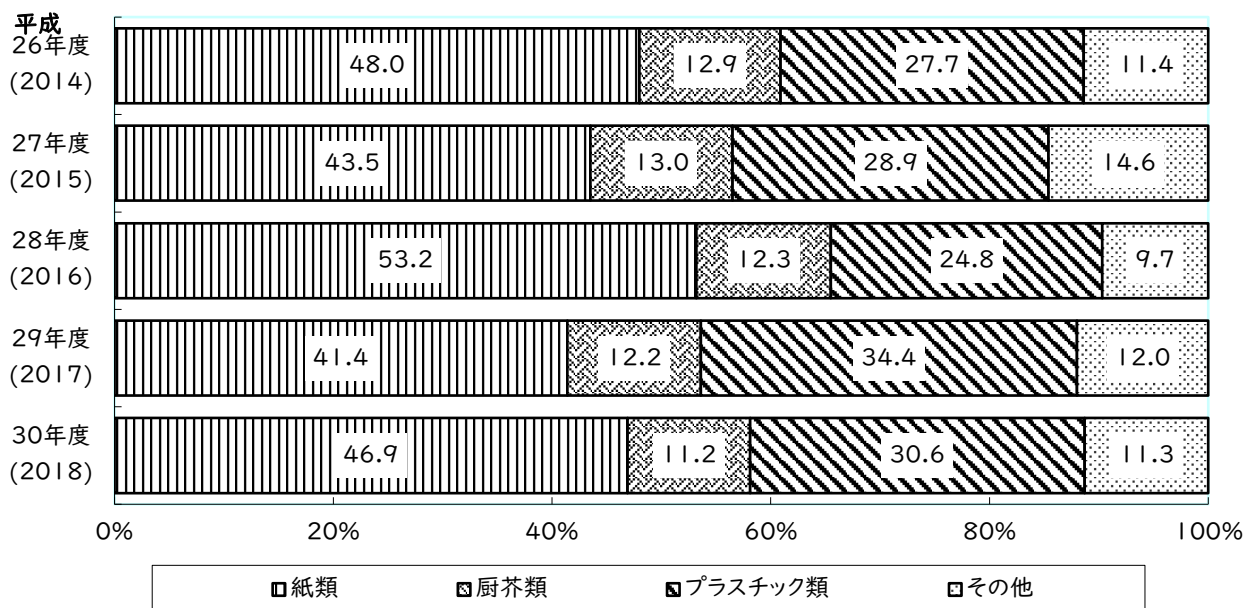
●その他の内容

- ・ごみ袋有料にしたところで、ごみの減量、発生の抑制にはつながらない。根本的にごみを減らす施策が必要と考える。
- ・低所得者ほど費用負担、処理負担が増大すると思われる。
- ・ごみ袋にお金がかかる程度であれば払いやすくなると思いますが、それ以上の負担があると少し負担感があります。

【参考】 可燃ごみのごみ質分析の推移

習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書)より

可燃ごみに占める紙類の割合は、毎年高い状態が続いています。このことから紙類の減量に向けた対策が必要です。



2 従前計画の主な事業の振り返り

- 家庭ごみの分け方・出し方ガイドブックの全戸配布
- 事業所のごみの排出適正化指導
- 有価物回収運動奨励事業により、登録団体への奨励金と回収業者への補助を実施

【検証と今後に向けて】

ごみの正しい出し方やリサイクルの意識については、市民に少しずつ普及啓発ができています。また、今後のさらなるごみの減量のために、幅広い世代への啓発や、ごみの受益者負担についても協議してまいります。

3 施策の方向

■ 循環型社会の形成

- 家庭からのごみ排出の減量

近年、本市のごみの量は、微少なから減少傾向にあります。処理施設の負担軽減や最終処分量を減らす観点から、さらなるごみの減量が不可欠です。

3Rの周知・啓発を推進するとともに、収集処理における受益者負担を求めることも含めた、さまざまな角度からごみを減らす有効な方策を図っていきます。

● 事業所からのごみ排出の減量

会社や商店からの一般廃棄物、いわゆる事業系ごみは、一般廃棄物全体の 25% (重量比) 以上を占めています。近年は排出量が横這いの状況が続いていますので、引き続き減量に向けた取り組みが必要です。

本市では、一定量以上の一般廃棄物を排出する事業所(多量排出事業所)に対して、資源化および減量に関する計画書の提出を求め、実態の把握を行うとともに、現地調査により指導・助言を行っていきます。

● 資源の循環利用の推進

国は、循環型社会形成の一環として資源の循環利用に力を入れており、広く一般に向けては3Rを規範として示し、制度面では各種リサイクル法を整備してきました。

本市では、ごみ処理における資源回収、古紙のリサイクルの推進など、市民の意識への働きかけ等を行っていきます。

本市の事業においても、ごみ処理に伴い生成されるスラグ、メタルのリサイクル、再生資源の活用、グリーン購入、中古品・再生品活用などを広げていきます。また、リサイクルの技術や制度、市場といった情勢の変化に対応していくため、情報収集と方策の改善を行っていきます。

■ 廃棄物の適正処理および処分

● ごみの収集と適正排出の促進

家庭からの一般廃棄物、いわゆる家庭系ごみの収集は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に定めるところにより市が行っています。家庭系ごみの集積所は市内におよそ3,700カ所あります(令和2(2020)年度末現在)。それらは利用者が清潔に管理することとなっており、清掃などは住民や自治会・町会が自ら行っています。集積所では、猫やカラスによる荒らし、ごみ出しのルール違反、通りがかりのポイ捨て、市で収集できないものの不法投棄、事業系ごみの不適正排出といった問題が生じています。

市と市民の連携によりこれらの問題に対して、啓発、情報収集などを図っていきます。

● 中間処理および最終処分

本市では、中間処理としてリサイクルプラザで粗大ごみ、資源物、燃えないごみの選別や破碎を行うとともに、芝園清掃工場では、燃えるごみおよび残渣、下水道の脱水汚泥の溶融処理を行っています。

なお、溶融処理に伴う溶融飛灰については、最終処分（埋立）を民間業者へ委託しています。

リサイクルプラザおよび芝園清掃工場につきましては、施設の稼働からいずれも 20 年近くが経過する等、老朽化が進んできたことから、更新などを視野に入れつつ長寿命化計画に基づく老朽化対策や延命化対策事業に向けた取り組みを行っています。

● ごみの不法投棄への対応

ごみの不法投棄は、土地の管理が十分でない空き地、周辺に民家などがいない道路沿線などに多く見られます。その内容も通常の家庭のごみから有害物質を含む産業廃棄物まで多種多様であり、環境に悪影響をおよぼしています。

本市では、土地の所有者・管理者に対して、不法投棄されないように土地を管理し、投棄物を自己処理する責任があることを知らせていくとともに、地域住民との連携によりパトロールや立て札の設置などの対策を図っていきます。

また、投棄されたごみについては、現地調査を行いながら土地の所有者・管理者、千葉県および警察などと連携し、投棄者が判明した場合には、その投棄者の責任において撤去を求めています。

● 災害時のごみへの対応

大規模地震などの災害による廃棄物は、被災した建物などにより、多量のがれきや、被災した家財が発生するほか、避難所からのごみやし尿の収集が必要となります。併せて通行規制などに伴い、通常のごみについても平常時の収集・処理が困難となることから、事前の十分な対策が重要です。

そこで、災害時の収集体制や処理体制などについて記載した、災害廃棄物処理計画に基

づき、平常時から職員の研修や遠隔地の自治体との連携、必要資機材の備蓄などを行い、発災後には適正かつ円滑・迅速に処理を行えるよう、対策を進めていきます。

■ し尿の適正処理および処分

● し尿・浄化槽汚泥の処理

本市のし尿収集は民間業者に委託しています。浄化槽汚泥は、許可業者が市民からの申し込みにより収集運搬を行っています。本市では現在、下水道の普及率が極めて高くし尿の処理量が減っており、施設の老朽化も重なったため、平成 28(2016)年 3 月に茜浜衛生処理場を廃止しています。これにより、収集されたし尿および浄化槽汚泥は、暫定的に市川市に処理を委託しています。

しかし、災害時のような非常事態発生時には安定的な処理を行えないおそれもあることから、さまざまなリスクを考慮するとともに、効率的な処理体制の構築に向けて検討を進めていきます。

☆ 各主体の行動

【市民ができること】

- ・雑がみをはじめとした資源物分別の徹底
- ・食品ロスの削減や生ごみの水切り等のごみ減量に向けた積極的な取り組み
- ・ゴミ分別のルール of 徹底と不法投棄されないようなごみ集積所の管理
- ・エコバッグやマイボトルを使用し、ごみの排出量の削減

【事業者ができること】

- ・社員啓発をはじめとしたごみの分別・減量の徹底
- ・食品リサイクルや木枝のチップ化などのごみの資源化に向けた取り組みの推進

【関連する計画】

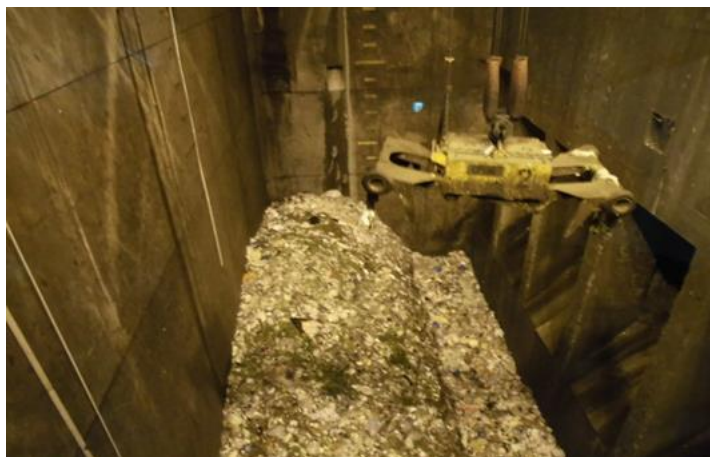
- ・一般廃棄物処理計画(平成 24(2012)年度～令和 3(2021)年度)
- ・災害廃棄物処理計画(令和元(2019)年度～)
- ・芝園清掃工場長寿命化計画(平成 25(2013)年度～令和 13(2031)年度)
- ・クリーンセンター個別施設長寿命化計画(令和元(2019)年度～)
- ・し尿処理施設将来計画(平成 25(2013)年度～令和 3(2021)年度)
- ・第 9 期分別収集計画

【参考】

- ・家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック
- ・雑がみ保管袋



芝園清掃工場外観



ごみピットとごみクレーン

▶環境保全の推進

環境目標 5  **安心して健康に暮らせるまち**



目指すべき姿

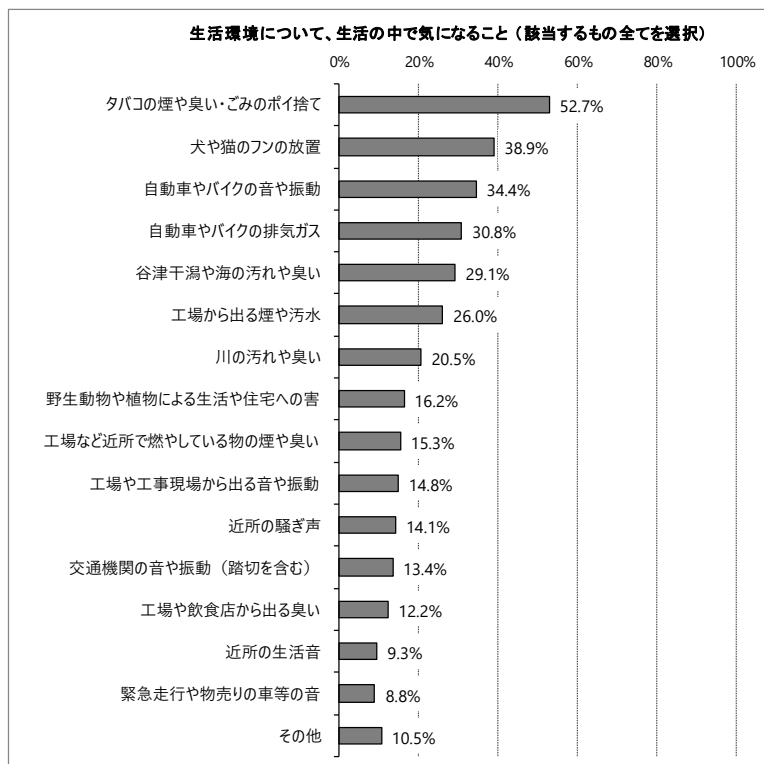
- ・大気、水質などを良好に保つために、環境保全を図る。
- ・有害化学物質などによるリスクの回避を図る。
- ・地域環境の迷惑行為（騒音、悪臭など）について、軽減を図る。

キーワード #光化学スモッグ #PM2.5 #水質汚濁 #騒音 #悪臭 #ポイ捨て #ごみゼロ運動

1 現状と課題

市民や事業者の環境負荷低減における取り組みにより、広域的かつ重大な公害は大幅に減少し、人々が健康で安心して暮らせる社会になってきております。しかし、部分的に生活環境における迷惑行為などが確認されているため、その低減を行っていく必要があります。

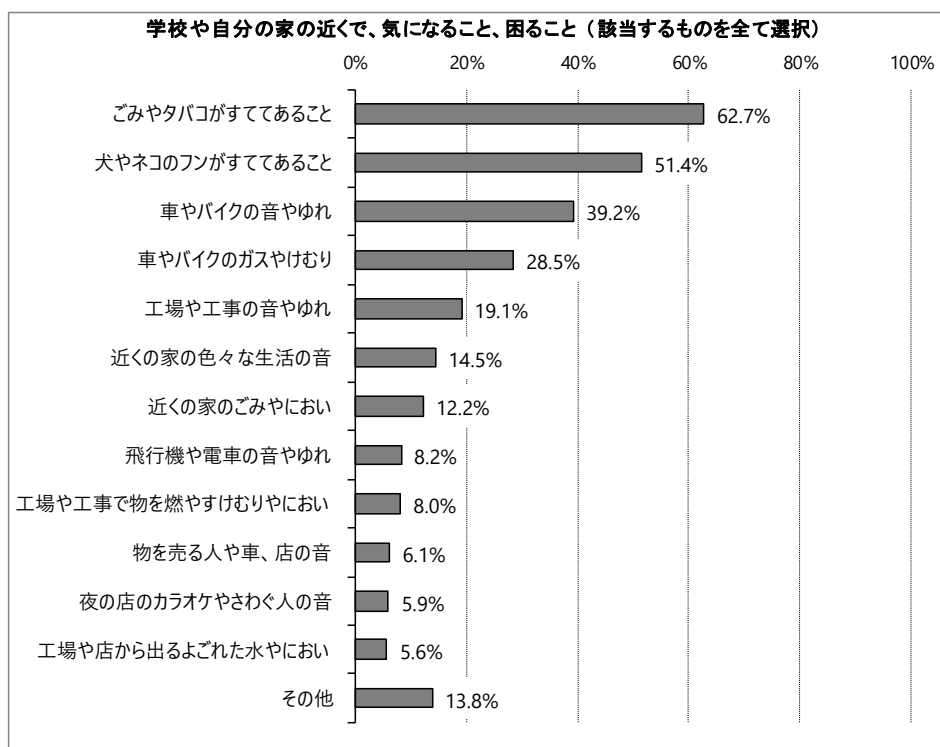
～市民アンケート結果より～



●その他の内容

- ・ごみ回収所のおいやカラスの被害
- ・津田沼駅周辺の野生の鳥の糞が気になる
- ・夜中のバイク音が特別うるさい。
- ・近くにあるグラウンドの砂ぼこり。
- ・農地で野焼きが行われ、においも気になるが、近隣住居への火災が気になる。

～こどもアンケート結果より～



●その他の内容

- ・谷津干潟の潮の匂い
- ・夜のチャイムみたいな音がうるさい。
- ・自動販売機の横にあるゴミ箱にペットボトルがあふれている。
- ・木の実の匂い。
- ・鳥の糞。
- ・古い家や、壊れかけて倒れかけているブロック。
- ・夜に公園で遊んで騒ぐ人。

【参考】 典型 7 公害種類別苦情件数

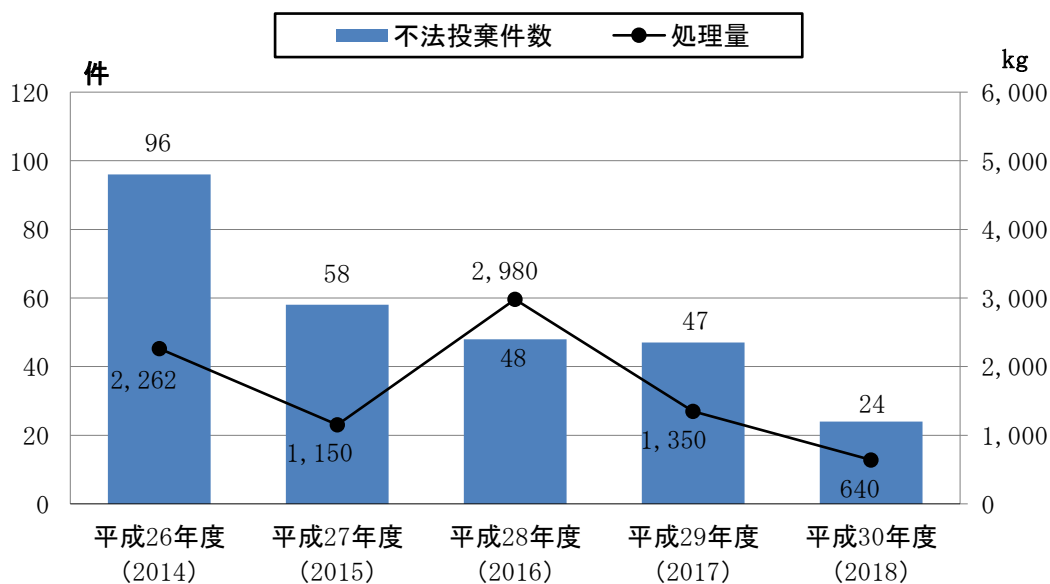
習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書)より

単位：件

年度	種類	総苦情件数	大気汚染 (粉じん含)	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他
平成26(2014)		89	9	0	56	4	14	0	1	5
平成27(2015)		68	2	0	49	4	8	0	0	5
平成28(2016)		76	8	0	39	10	16	0	0	3
平成29(2017)		74	11	1	37	8	13	0	0	4
平成30(2018)		40	4	0	28	4	2	0	0	2

不法投棄件数および処理量の推移

習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書)より



2 従前計画の主な事業の振り返り

- 光化学スモッグや PM2.5 の監視と注意報の発信
- 公共下水道の整備
- 工場などへの排出水の規制
- 地下水汚染の解明と浄化への取り組み
- 主要道路の自動車騒音・振動の監視
- 事業活動の騒音・振動低減についての指導
- 市内一斉のごみゼロ運動の実施

【検証と今後に向けて】

長年の公害への対策により、生活環境は大幅に改善されています。今後とも市民の安全で快適な生活のために、事業を継続させる必要があります。

3 施策の方向

■ 生活環境の保全(公害防止対策)

① 大気の保全

● 大気汚染物質の監視

大気汚染はゆるやかな改善傾向にあるものの、依然、光化学スモッグ^{※17}等の問題が見られます。大気汚染の状況を把握し、また国や県の規制効果を確認するために、測定局において大気汚染物質の常時監視を行っていきます。

● 工場などへの規制

工場などにばい煙^{※18}の発生源となりうる施設を設ける場合には、あらかじめ許可(認可)を得るとともに、その後も規制基準を守るよう指導を行っていきます。さらに、窒素酸化物濃度が高くなる冬期の対策として、ばい煙発生施設に係る適正な燃焼管理や低い暖房温度の設定などの指導を行っていきます。

● 自動車などへの対応

大気汚染のもっとも大きな課題である自動車排ガスについては、広域的対策との連携を基本としながら、事業者としての市の率先的な自動車公害対策を進め、市民や市内事業所への啓発を図っていきます。

また、千葉県環境保全条例に基づくアイドリング・ストップ推進運動に対応し、市内公共施設の利用者の協力を要請するとともに、公用車などの自動車使用をなるべく抑えるように努めていきます。

さらに、広域的な取り組みとして千葉県を含む九都県市では窒素酸化物濃度が高くなる冬期の対策として、貨物運送事業所や市民などに対して、業務用自動車の使用抑制や自家用車での通勤自粛および最新規制適合車の優先使用などを啓発していきます。

※17【光化学スモッグ】大気中の窒素酸化物、炭化水素が強い紫外線の作用により光化学反応を起こして発生する二次汚染物質(光化学オキシダント)が微粒子と混合して、周囲の見通しが悪くなる状態。目やのどを刺激する等、健康被害がある。

※18【ばい煙】物の燃焼などに伴い発生する有害物質。一般的には、ガス状の黒煙のことを言う。

● クリーンエネルギーへの転換

習志野市環境保全条例に基づく工場など設置および変更認可申請がなされた工場・事業場などに対しては、硫黄分やばいじん量の発生が少ない燃料の使用または転換を指導していきます。

● 大気汚染に対する広域的な連携

平成15(2003)年10月ディーゼル車規制を実施した結果、九都県市の大気環境は大幅に改善しました。しかし、二酸化窒素(NO₂)や光化学オキシダントの環境基準を、継続的・安定的に達成しているとは言えない状況です。大気環境のさらなる改善のために、千葉県などの広域的な大気汚染対策に対応していきます。

また、光化学スモッグの健康被害を防ぐため、県との連携のもとに、市民への通報を迅速に行うための情報連絡体制と、被害者発生時の連絡体制の確保を図っていきます。

② 水質の保全

● 水質の監視

水質汚濁の監視対象となる公共用水域は、海域と、河川として二級河川の菊田川、谷津川、高瀬川があり、都市排水路としては公共下水道の東習志野雨水幹線および浜田川雨水幹線・屋敷1号雨水幹線があります。海域の2地点には生活環境の保全に関する環境基準^{※19}(以下「生活環境項目」)の類型指定があります。河川と水路には、生活環境項目の類型指定はありません。近年の水質は、一部で基準超過が見られるものの、傾向としては横這いとなっており、良好な水質が保たれています。

工場排水と生活排水の影響を把握し、また国や県の規制効果を確認するために、水質汚濁の監視を行っていきます。

● 工場などへの規制

公共用水域の浄化のため、工場などの排水の監視・規制を行うとともに、放流水質の一層の改善の要請などを行っていきます。

※19【環境基準】環境基本法で定められている、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染および騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。

● 生活排水への対応

本市の生活排水については公共下水道で処理する水洗化を目指しており、全市域（谷津干潟地区・公有水面を除く）が公共下水道計画区域となっています。令和元（2019）年度末現在では、市人口における下水道普及率（現在処理区域内人口÷行政区域内人口）は95.2%、水洗化率（水洗化人口÷現在処理区域内人口）は97.5%となっています。また、雨水と汚水を同じ管で放流する合流式下水道については、河川や海などに直接放流されることから、平成17年度から平成25年度にかけて合流式下水道緊急改善計画に基づき、汚濁負荷の削減、公衆衛生の安全性及び夾雑物の削減対策を実施しました。

全ての市人口について生活排水処理を行うため、下水道整備の推進を図り、公共用水域の水質の向上に努めていきます。

● 雨水浸透の促進

近年、下水道の排水能力を超える量の集中豪雨が各地で多発しており、本市も例外ではありません。さらに農地の宅地化は、雨水の地下浸透を減らし、下水道の負担を大きくするものと考えられます。

地下水位を保って地盤沈下に対する地層の安定化を図るとともに、集中豪雨時の河川・水路の氾濫を防止するため、浸透柵の設置や透水性舗装の拡大など、雨水を地下浸透させることによる地下水の涵養促進を図っていきます。

● 水質の広域的な連携

河川・水路や東京湾は市域を超えて広がる水域であり、所轄や利用などで関わる機関も多くあることから、水質汚濁対策のための広域市町村や国、県の機関などとの連携を図っていきます。

③ 土壌・地下水・地盤の保全

● 地下水汚染の監視

地下水は飲用のほか、農業用水、工業用水に利用される等、身近で貴重な資源であり人の健康の保護に関する水質環境基準が定められています。またその汚染は、表層の地層や土壌の汚染とも関連しています。本市において、工業やクリーニング等で洗浄剤・溶剤に用いるトリクロロエチレン等の有機塩素化合物による汚染が確認されています。

地下水汚染の状況を把握し、また新たな土壌・地下水汚染を防ぐため、土壌・地下水の監視を行っていきます。

● 地下水の浄化

トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水の汚染が確認された地区においては、地下水の浄化対策と、関連する事業所への対策指導を行っていきます。

● 土砂などの埋立てへの規制

千葉県では、県外から多くの「残土^{※20}」が搬入されており、それらの一部は、産業廃棄物の不法投棄による土壌の汚染や、無秩序な埋立てによる土砂の崩落などの問題を生じさせています。そういった問題を防止するため千葉県では条例を定めて規制を行っています。

本市では、県条例の対象とならない規模の小さい埋立事業に対して、市条例により規制を行っていきます。

● 地下水汲み揚げへの規制

地下水の採取が地下水圧の低下を生じさせると、それによって粘土層などが圧密を起こし、地盤沈下が発生することがあります。昭和40(1965)年代半ばには関東平野全体で地盤沈下が問題となりましたが、地下水採取への規制が行われた結果、各地の沈下量は大幅に減少し地盤沈下が沈静化する傾向にあります。

地盤沈下の復元は困難で、未然に防ぐことが極めて大切であるため、必要に応じて地下水汲み揚げの規制強化などを図っていきます。

● 地下水位の観測

地盤の沈下量は千葉県が毎年の観測を行い、本市では沈静化が認められています。地盤沈下は地下水位の変動や各地層の圧密現象と密接な関係があるため、地下水位の観測を行うことも大切であることから、市では地下水位観測井戸において観測を行っていきます。

※20【残土】 土木工事や建築工事で地面を掘削した後、そこに構造物を造つたために埋め戻す際に余ってしまった土。

④ 騒音・振動・悪臭の抑制

● 環境騒音・振動の監視

平成 24(2012)年度から道路交通騒音の面的評価業務が県から本市へ移譲されたことを受け、評価対象道路(国道・県道・4車線以上の市道)について、5年周期で評価を実施しています。併せて騒音・振動の環境調査を、道路に面する地域と、そのほかの一般地域について、原則的に定地点で行って来ました。環境基準の超過地点はどの調査でも確認されていますが一定ではありません。

また、一般には耳に聞こえにくい低周波音^{※21}の問題も指摘されています。環境騒音・振動の状況を把握し、被害の防止に役立てていくため、環境騒音・振動の監視や研究を行っていきます。

● 事業活動の騒音・振動・悪臭への規制

工場などの操業から発せられる騒音・振動・悪臭や、建設作業から発せられる騒音・振動に対して、規制を行っていきます。また、発生源と周辺住民の意識の違いが多く見られるため、両者の話し合いの支援を行っていきます。

● 移動発生源の騒音・振動への対応

本市は、東京都と千葉県を結ぶ広域幹線道路が横切り、また市内に物流倉庫などの産業立地も多いことから、交通量が多く、交通渋滞などの問題がありますが、道路構造の改善などにより、主要道路周辺では道路騒音・振動が少しずつ軽減されつつあります。

しかし、依然として環境基準を達成していない路線もあることから、対策となる道路構造の改善や交通規制、発生源対策などを実現していくため、国や県などの関係機関との協力を図っていきます。

● 近隣生活公害への対応

公害苦情・相談の内容は、工事現場からの騒音・振動、カラオケ等の深夜営業騒音、飲食店からの臭気などが多く見られます。

規制の対象となる問題については法令に従い、規制の対象とならない問題については、事

※21【低周波音】周波数が 100Hz 以下の音。窓ガラスを振動させたり、レベルによっては生理的影響も出る。

実関係の確認や近隣関係による解決の支援を行い、紛争等に発展した場合には県や警察との連携による解決を図っていきます。

⑤ 有害化学物質などのリスク回避

● ダイオキシン類の調査

本市では、ダイオキシン類による大気・水質・土壌の汚染は見られません。ダイオキシン類による汚染を未然に防ぐため、県と連携した環境中のダイオキシン類の監視、民間の焼却炉と不適格燃焼に対する指導、芝園清掃工場の適正な運用などを行っていきます。

● そのほか有害化学物質への対応（PCB、アスベスト等）

本市では、PCB^{※22} 廃棄物の適正な保管・処理を行ってきました。今後は、PCB 特別措置法に則り、処理を進めていきます。また、アスベストに関しては、公共施設における除去対策や、市民相談への対応を今後とも実施していきます。新たに生じるさまざまな問題への対応とともに、日常の観測・調査と正確な科学的知見からの解析、それらを進める体制面の整備などを行っていきます。

⑥ 都市環境の美化と保全

● きれいなまちづくりの推進

都市環境の美化と保全のため、「歩きたばこ・ポイ捨て防止キャンペーン」等による啓発や、町会などによる全市一斉ごみゼロ運動を実施していますが、駅前や大通りでは依然としてたばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨てが見られます。今後も引き続き、マナーアップ運動などの啓発活動の強化を図っていくとともに、地域との協働により、きれいなまちづくりを推進する体制の構築に努めます。

● 空地などの適正管理

空地に繁茂した雑草などが、火災や犯罪の発生の原因になることから、所有者または管理者にさらなる理解をいただき、雑草などの刈取り除去などの指導を行います。

※22【PCB】ポリ塩化ビフェニルの略称。熱安定性、電気絶縁性に優れているため、トランスやコンデンサー等に用いられていたが、強い毒性を持ち、分解しにくく生体に蓄積することから、現在では製造・輸入は原則的に禁止されている。

● 屋外広告物の良好な景観を形成

広告やネオンサイン等の屋外広告物は、さまざまな情報を提供し、街の活気や賑わいを創設し、街ゆく人々に楽しみを与えてくれる反面、無秩序に氾濫すると、落下、倒壊などにより思わぬ事故を招き、人々に危害をおよぼすおそれがあります。

このため、屋外広告物条例において良好な景観を形成し、風致の維持を図ります。

☆ 各主体の行動

【市民ができること】

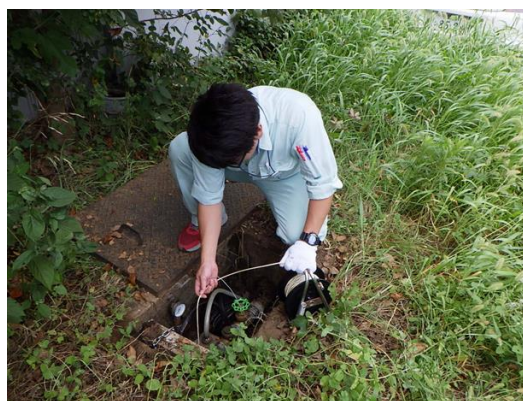
- ・日常生活における環境負荷について、低減に努めなければならない
- ・環境保全に努め、本市が実施する環境保全の施策に協力すること

【事業者ができること】

- ・事業活動による公害を防止し、環境負荷低減に向けた措置を講ずること
- ・事業活動に関して、環境保全に努め、本市が実施する環境保全の施策に協力すること

【関連する計画】

- ・生活環境保全計画(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)



地下水調査

▶持続可能な社会の創造

横断的目標



自然環境のために自ら行動する人々のまち



目指すべき姿

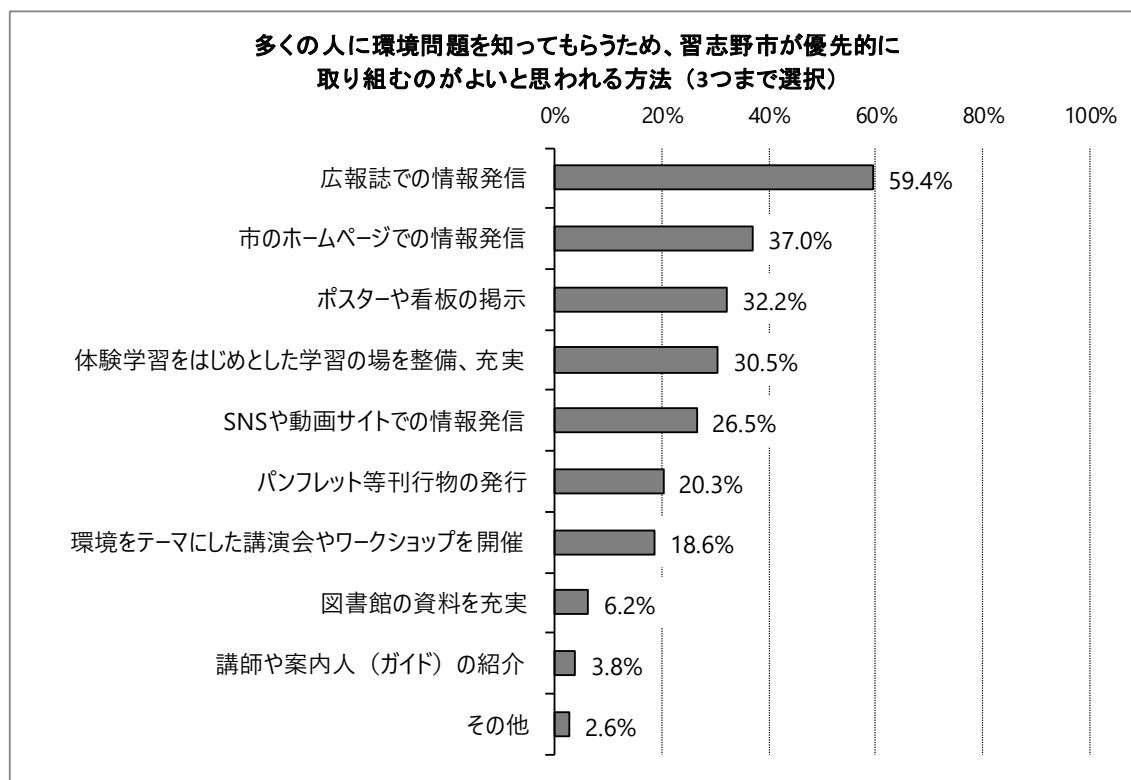
- ・すべての人々が環境保全の推進に努めていく。
- ・将来にわたって自然が守られている住みやすいまち。

キーワード #市民協働 #環境学習 #SDGs #海洋プラスチックごみ

1 現状と課題

現在の環境問題を解決するには、すべての人々がそれぞれ自分のできることを考え、主体的に行動していかなければなりません。そのためにも、すべての世代が環境問題を理解し、解決のために責任を持って行動できるように、環境学習の機会を提供することが重要です。

～市民アンケート結果より～

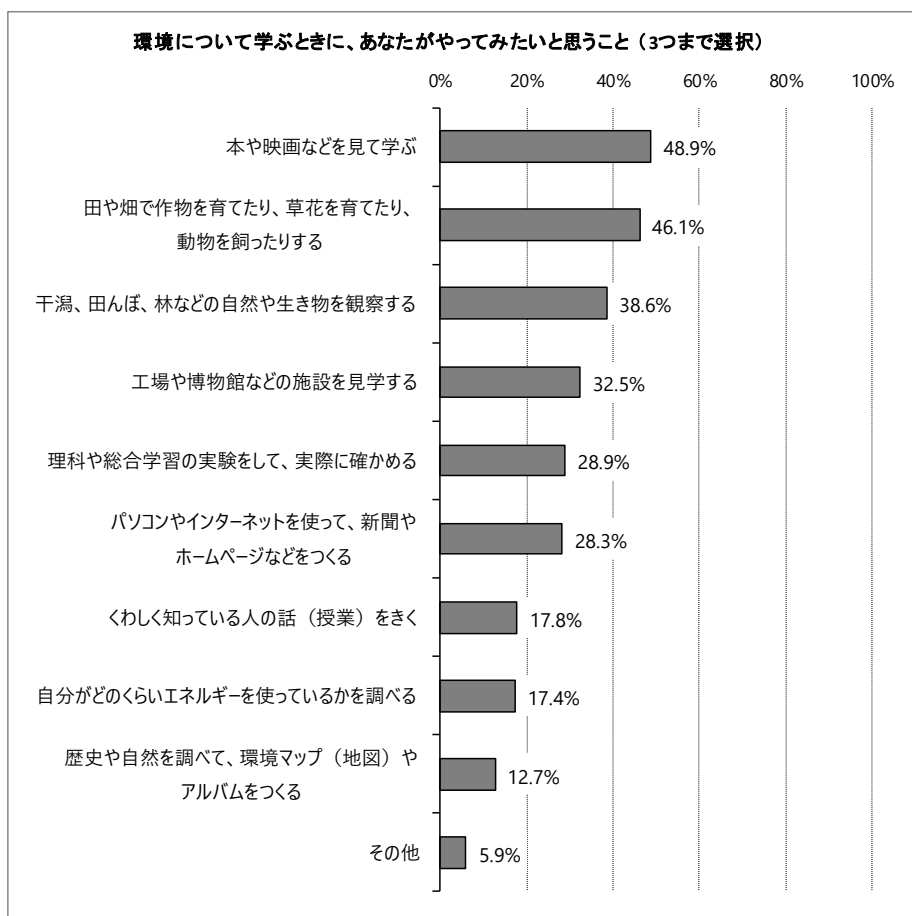


●その他の内容

- ・各種学校での教育、指導。
- ・ガードレール下のコンクリートなど、壁面も利用して楽しい絵を描き、環境問題の発信、啓発に利用してはどうでしょうか。
- ・大人子供を問わず市民教育の充実。
- ・その場限りの企画ではなく、継続性のあるものを望みます。

(原文のまま)

～こどもアンケート結果より～

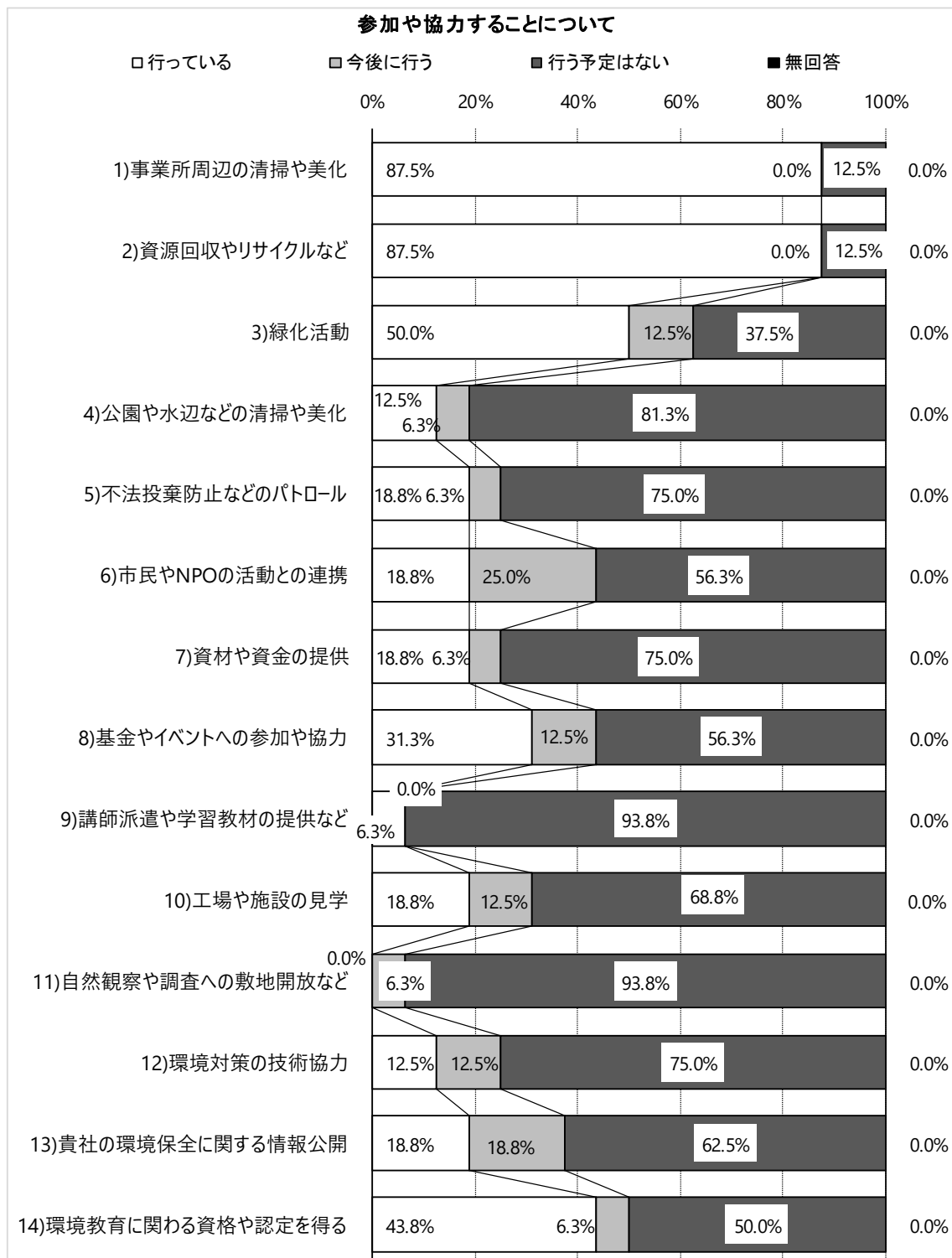


●他にやってみたいこと

- ・近所のごみ掃除 (ごみゼロ)。木を植える活動。環境汚染について深く学びたい。
- ・森の探検をやってみたい。
- ・地震や台風のでき方。
- ・自分たちのデザインした建物や公園。いろいろなものを考えたい。
- ・街探検のようなものをする。
- ・市のお祭りなどでみんなに伝える。
- ・ボランティアになって日本のゴミを何とかしたい。

(原文のまま)

～事業者アンケート結果より～



【参考】 谷津干潟自然観察センター年間入館者数 習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書)より

単位:人

年度	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)
入館者数	42,271	43,593	45,030	53,571	55,152	51,021

観察会 令和元年(2019)年

習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書)より

行事名	内容	参加者
ぶらっと観察会	初心者を対象とした観察会を 10 回実施しました。	184 名
谷津っこ探検隊	子どもたちに谷津干潟の生き物や植物に親しみを持ってもらうための観察会を 2 回実施しました。	44 名
プランクトン観察会	干潟の重要な生き物であるプランクトンを採取し、顕微鏡での観察会を 1 回実施しました。	18 名
体験型観察会	草花など自然の素材を使った遊びや、体の五感を活用する自然体験を通じて自然や生きものに親しむきっかけを提供しました。	375 名

ごみゼロ運動参加者経緯

年度	参加者人数
平成 27 (2015)	26,388 人
平成 28 (2016)	23,164 人
平成 29 (2017)	27,410 人
平成 30 (2018)	25,616 人
令和 元 (2019)	24,713 人



2 従前計画の主な事業の振り返り

- 谷津干潟自然観察センターのボランティア登録制度の運用
- 環境保全団体の啓発イベントへの支援
- 市内小学 4 年生への施設見学を含めた環境学習の実施
- 市民活動ハンドブックを発行し、市民活動団体の紹介を実施

【検証と今後に向けて】

環境学習や市民協働においては、おおむね実施できていますが、持続可能な社会の実現のためには、まだまだ環境問題の普及啓発が不十分であると思われます。今後とも、すべての世代、特に次世代を担う若者たちへの普及啓発を重点的に行う必要があります。

3 施策の方向

■ 市民の環境学習の普及

● 人材の育成と活用

今の環境問題では、一人ひとりの行動が大きな課題となっていることから、国連や国では環境学習を重視しています。今後も、国や県、ユネスコといった公的機関や NPO 等による学習促進と指導者育成の取り組みが拡大していくと考えられます。

本市では、そういった多様な取り組みを市民に紹介しながら、地域性を反映した独自の環境学習の機会を提供する等、地域や環境への意識をもった人材の育成および活用を図っていきます。

また、自然環境などの調査も学習の機会としてとらえて、市民の参加を求めています。

● 活動の場の形成

環境学習を発展させていく過程では、市民が講座や体験学習に参加するだけでなく、学んだことや意欲を実践、活用していくことが不可欠です。環境学習から環境保全活動への参加や指導者育成までをつないでいくことは新たな展開となります。

環境学習の成果を日常生活や市民団体の自主的活動に求めるだけでなく、環境学習への参加が本市との協働に結びつく活動の場を作り、参加者が環境学習の成果を確かめながら、さらに意欲を向上させるような流れを定着させていくことを図っていきます。

● 環境学習拠点の活用

本市は、谷津干潟自然観察センター、芝園清掃工場・リサイクルプラザ、千葉県君津市に設置している鹿野山少年自然の家、山梨県富士吉田市に設置している富士吉田青年の家といった施設を設置し、自然とのふれあいや市民活動、校外学習や合宿などに提供しています。

このような、市民の環境学習や環境保全に関する実践活動を支援・促進し、環境学習の中心となる施設などを環境学習の拠点と位置付けて、一層の活用を図っていきます。

● 情報の提供・発信

本市から市民への情報発信の手段は、広報習志野、情報公開コーナー、市ホームページ、ツイッター、市庁舎および各施設窓口、広報掲示板、ケーブルテレビ、行事・催事などがあります。

環境関連の媒体としては、環境基本計画年次報告書、ごみの出し方、各種パンフレットや、ごみゼロ運動、谷津干潟の日などを含む環境月間(6月)などのイベントを利用しています。

さまざまな情報があふれている状況の中で、市民が実感できる持続的な働きかけ、効果の把握などを考慮しながら、環境問題や地域の自然と歴史に関する市民や事業者の理解を深め、意識や危機感に訴えていく積極的な情報発信を図っていきます。

■ 学校などにおける環境教育の支援

● 人材・プログラムの支援

学校や幼稚園、保育所における教育活動については、校園長や教員が主体となり、環境教育支援の役割を果たしていくこととなります。また環境という教科を設けるのではなく、さまざまな教科において環境教育を取り込んでいく形となっています。

本市からは、環境教育の実状や現場からの要望の継続的な把握に努め、それらに応じた効果のある支援として講師派遣、人材研修の機会提供、教育プログラムの提供などを行っています。

● 教育活動の場の支援

市立教育・保育施設は、幼稚園が6園、保育所が7所、こども園が5園、小学校が16校、中学校が7校、高等学校が1校あります。このほかに県立高等学校が2校あり、また、私立は、幼稚園が3園、保育所が13所、こども園が4園、小規模保育事業所が13所、中学校が1校、高等学校が1校となっています。幼稚園と保育所の一元化や幼・保・小連携も引き続き進められています。郊外の教育施設は、富士吉田青年の家、鹿野山少年自然の家があるほか、見学先として谷津干潟自然観察センター、芝園清掃工場・リサイクルプラザも活用されています。

これらの施設については、環境学習への活用の充実を図っていきます。また、市内の公園や緑地についても、教育機関が利用できるような活用の支援を図っていきます。

● 教材・情報の支援

本市には、谷津干潟の湿地生態系、実籾などの里山環境、歴史を伝える社寺、文化財、古墳・貝塚、緑道であるハミングロード等のさまざまな自然・文化資源があり、また、谷津干潟はラムサール条約登録を通して世界とつながっています。産業や社会活動なども、環境を学ぶ上での大切な要素です。

これらを教材として活用していく視点を持ち、教育機関への支援として、教材・情報の整備と提供を図っていきます。

■ 環境学習への計画的な対応

● 環境学習の計画的な推進

教育については、日本からの働きかけをもとに平成 17(2005)年 1 月 1 日から始まる 10 年を「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」として、その下で各国政府、国際機関、NGO、団体、企業などあらゆる主体間での連携を図りながら、教育・啓発活動を推進する旨の宣言がなされました。

この後継プログラムとして、平成 25(2013)年 11 月、「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム」が採択されました。この中で、すべての人が、持続可能な開発に貢献するための、「知識、技能、価値観、態度を取得する機会を得るため、教育および学習を再方向付けすること」、「持続可能な開発を促進する全てのアジェンダ、プログラムおよび活動において、教育および学習の役割を強化すること」を目標としています。

● 全国的・国際的な情報発信・交流

本市の歴史的な歩みとその中で育まれた自然・文化資源は、市外からも注目される特徴をもっており、また昭和 45(1970)年以來の文教住宅都市憲章が開発と環境保全との両立を図る都市としてのシンボルとなってきました。

本市の自然・文化資源や環境保全の経験がほかの自治体でも参考とされ、また地球環境保全への貢献となることを目指して、学習機会の提供、情報発信、交流などの拡充を図っていきます。

■ 市民との協働の推進

● ごみや生活排水に対する取り組み

ごみや生活排水の処理と、その背景にある大量消費は、長年にわたって環境保全における大きな課題となってきました。その解決には公共事業による対策だけではなく、排出者である市民一人ひとりの取り組みが不可欠です。

ごみや生活排水に対する問題意識の浸透と、生活様式や社会制度の改善を目指して、市と

市民との協働を図っていきます。

● 自然環境の保全・活用の取り組み

都市の中に自然環境を確保していくためには、規制や公共事業だけではなく、所有者や周辺住民の理解と協力が必要です。さらに、多くの市民が関心と関わりを持ち、積極的に活用することが、市民の財産として保全していく意義を高めることにつながります。谷津干潟や実籾自然保護地区をはじめとした市内数カ所では、市民の活動が行われています。

都市の貴重な自然環境を市民の財産として将来に継承していくことを目指して、市民との協働を図っていきます。

● 公園・緑地などの整備・運営・活用の取り組み

日本のまちづくりは、行政主導型から市民参加型、市民参画型へ、そして市民と行政がともに計画し役割分担して行動する協働型へ変わろうとしています。本市でもこの協働型社会の概念をまちづくりの中核としています。まちづくりの中でも、公園・緑地は市民にとって利用することが多い身近な施設であることから、その整備や運営に市民が参加することが重要となっています。

使う側の視点に立った公園・緑地の整備や管理、市民の責任感や愛着の向上、効率的な運営などを目指して、市民との協働を図っていきます。

■ 事業者との協働の推進

● 事業活動における環境・地域への配慮

本市には多数の事業所が立地し、その種類も規模もさまざまとなっています。住宅と工場の混在防止はかなり実現していますが一部には隣接する部分もあり、近頃では工場跡に商業施設が進出する例も増えています。事業活動の内容に応じて、環境や地域へ悪影響をおよぼさない配慮が必要とされます。

工場や供給、運輸などについては、公害防止や緑化について法令の遵守や協定はもとより、危険物の管理や事故・災害の防止の徹底などについても協力を求めています。

開発・再開発においては、法令を遵守しても、景観、防災、住環境などの面で問題や紛争が生じる場合もあることから、企画・計画の段階から、開発側の地域社会や環境への十分な配慮を求めています。また、天然ガスコージェネレーションやヒートポンプによるエネルギー効率の

向上、中水利用、雨水貯留・浸透などの導入も提案していきます。

商業や運輸、流通関係については、3Rや自動車対策についての協力を求めています。

全般では、ごみ出しルールの遵守徹底や近隣環境への配慮、環境美化への貢献などを求めています。

● 人材・知識などに関する協力

事業者はそれぞれの産業や組織運営などについて、人材と専門知識、経験を有しています。

地域のさまざまな環境問題を解決していくため、事業者のもつ人材や知識が提供されるよう、協力を求めています。

● 活動の場・資金などに関する協力

本市に立地する事業所の敷地はかなりの面積で、建物も多く、敷地内の緑地も少なくありません。

緑化や緑地保全、景観形成、市民の活動や環境学習などに向けて、事業者のもつ敷地や施設、資金などにおける協力を求めています。

● 情報交換・交流

情報交換や交流により、不安・不信を和らげる、責任感を高める、理解を深める、行動を広く知ってもらう、要望を把握する等の効果が期待できます。環境配慮促進法やPRTR法に代表される、事業者の情報公開への要求も高まっています。

事業者が、市民や市と情報交換や交流を続けていくことを図っていきます。

■ 大学との協働の推進

● 人材・知識などに関する協力

本市には、千葉工業大学、東邦大学、日本大学生産工学部の3つの大学が立地・隣接しており、多くの学生が通学、生活するとともに、高度な専門知識や技術・技能、あるいは専門家を有しています。近年、大学はそれぞれの立地する地域への貢献策を掲げ、地域と密着した運営を目指しています。

そこで、地域のさまざまな課題への取り組みに大学の人材や知識、ノウハウが提供されるよう、協力を求めています。

● 活動の場などに関する協力

各大学の敷地や施設について、市民の活動や環境学習、緑化などに向けた協力を求めていきます。

● 情報交換・交流

大学と、市や市民、事業者の協働の取り組みに向けて、情報交換や交流を続けていくを図っていきます。

☆ 各主体の行動

【市民ができること】

- ・身近な環境に関心を持ち、さまざまなイベントに参加する
- ・地域の美化活動や環境保全活動に積極的に参加する
- ・家族や近隣住民も環境への関心が持てるよう努めていく

【事業者ができること】

- ・自然保護や環境保全を積極的に支援していく
- ・環境関連の研修、イベントに出席する
- ・環境関連の研修、イベントを開催する



習志野市環境基本計画

令和3年3月発行

発行 習志野市

編集 都市環境部 環境政策課

〒275-8601

千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話 047(451)1151(代)